

第5次みさと

男 女 共 同 参 画

プラン

みんな
男女が
理解・尊重し
活躍できるまち



令和3年3月

三郷市

はじめに



本市では、平成27年度に策定した「第4次みさと男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

この間、国では、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正などにより、女性への支援や活躍推進に関する取り組みが進展いたしました。

一方、私たちの暮らしでは、大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症の蔓延など、社会環境の大きな変化により、さまざまな課題が明らかとなり、一人ひとりが尊重される社会の形成には、これまで以上に、職場、家庭、地域社会、防災をはじめとするあらゆる場面において、男女共同参画を実現していくことが必要となります。

このような中、「第4次みさと男女共同参画プラン」の計画期間が満了となることから、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする「第5次みさと男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、社会環境の変化に対応するため、前計画の成果を踏まえつつ見直しを行うとともに、一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく推進計画及び「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づく本市の基本計画に位置付けています。

一人ひとりが尊重され、誰もが個性と能力を発揮し、活躍できる男女共同参画社会を実現するため、市民や事業者の皆様とともに本計画を推進してまいります。

結びに、計画策定にあたり、多くのご意見・ご提言をいただきました男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきましたすべての皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

三郷市長 木津雅晟

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
(1) 国際的な動き	3
(2) 日本国内の動き	4
(3) 埼玉県の動き	5
(4) 三郷市の取り組み	5
3 計画の枠組み	6
(1) 計画の位置づけ	6
(2) 計画の期間	8

第2章 計画の基本的考え方

1 条例の基本理念	10
2 計画の基本理念	11
3 計画の基本目標	11
4 計画の体系	12
5 計画策定の重点分野	13

第3章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画を進めるための意識づくり	16
施策の方向1 男女 ^{みんな} で進める意識づくり	16
施策の方向2 子どもたちの心に育てる人権意識	19
基本目標2 男女が共にいきいき暮らせるまちづくり	24
施策の方向1 男女の意見を反映させた政策・方針づくり	24
施策の方向2 男女が働きやすい環境づくり	27
施策の方向3 仕事と家庭生活を両立する環境づくり	33
基本目標3 一人ひとりを大切にできる社会づくり	40
施策の方向1 配偶者等からの暴力の根絶	40
施策の方向2 ライフステージに応じた心身の健康づくり	46
施策の方向3 男女が元気な活力ある地域社会づくり	49
■数値目標一覧	54

第4章 計画の推進と進行管理

1 推進・進行管理の考え方	56
(1) 「男女共同参画」の総合的推進	56
(2) 「PDCAサイクル」に基づく進行管理	56
2 推進・進行管理の具体的内容	57
(1) 推進・進行管理体制の充実	57
(2) 市民・市民団体、事業者、関係機関との協働・連携	57
(3) 男女共同参画を推進するための情報発信の強化	58
(4) 国・県等の行政機関との協力・連携	58

参考資料

資料1 諮問	60
資料2 答申	61
資料3 三郷市男女共同参画審議会委員名簿	62
資料4 三郷市男女共同参画社会推進会議規程	63
資料5 三郷市男女共同参画社会推進会議／専門部会委員名簿	66
資料6 プラン策定までの流れ	68
資料7 三郷市男女共同参画社会づくり条例	69
資料8 三郷市男女共同参画社会づくり条例施行規則	76
資料9 男女共同参画社会基本法	79
資料10 DV防止法	86
資料11 女性活躍推進法	96
資料12 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	105
資料13 埼玉県男女共同参画推進条例	107
資料14 男女共同参画関連年表	111
資料15 用語の説明	114

※プラン中で、「*」を付した単語は、参考資料の「資料15 用語の説明」の中で解説を掲載しています。

第1章

計画の策定にあたって



計画策定の趣旨

本市では、平成18(2006)年度に「三郷市男女共同参画社会づくり条例」を制定し、平成22(2010)年3月に『第3次みさと男女共同参画プラン キラリ・ひと・プラン』、平成27(2015)年3月には『第4次みさと男女共同参画プラン』を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取り組みを進めてきました。

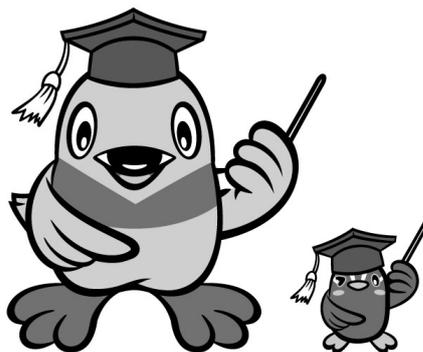
これまでの取り組みにより、男女の固定的な役割分担意識は少しずつ解消に向かっていますが、依然として家庭や地域で不平等な社会慣行が根強く残るなど、男女共同参画に関する意識のさらなる浸透が求められます。

わが国では少子高齢化の急速な進行による労働力人口の減少、共働き家庭の増加などにより、子育てや介護と仕事の両立(ワーク・ライフ・バランス*:仕事と生活の調和)の困難さ、経済格差や貧困の拡大など、様々な課題が生じています。

また、自然災害による被災や新たな感染症拡大による社会的影響などにより、ひとり親家庭や女性、高齢者、障がい者など、社会的弱者といわれるかたが困難な状況に陥るなどの新たな課題が生じており、防災・災害復興や新しい生活様式への対応においては、男女共同参画の視点の重要性が再認識されています。

さらに、個人の生き方やライフスタイルが多様化するなか、国においては「女性活躍推進法」や働き方改革が進められ、あらゆる分野における女性の活躍を進めようとする気運が高まっています。

こうした社会情勢の変化などを踏まえ、『第4次みさと男女共同参画プラン』の期間終了にあたり、これまでの成果を踏まえるとともに、新たな課題や社会情勢の変化に対応するため、ここに新たに『第5次みさと男女共同参画プラン』を策定するものです。



2

計画策定の背景

(1) 国際的な動き

1975(昭和50)年	「国際婦人年*」世界会議
1976(昭和51)年～ 1985(昭和60)年	「国連婦人の10年」
1979(昭和54)年	「女子差別撤廃条約*」(通称)を採択
2000(平成12)年	国連特別総会「女性2000年会議」開催
2005(平成17)年	第49回国連婦人の地位委員会*「北京+10」閣僚級会合
2009(平成21)年	国連女子差別撤廃委員会の日本に対する最終見解
2010(平成22)年	第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合
2011(平成23)年	UN Women(国連女性機関)*正式発足
2012(平成24)年	(第56回)国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*」決議案採択
2014(平成26)年	(第58回)国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
2015(平成27)年	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本事務所開設 国連サミット 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs*)※1採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う)
2016(平成28)年	G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意
2019(令和元)年	W20日本開催(第5回国際女性会議 WAW!と同時開催)

※1「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)



SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略で、持続可能な開発目標と訳されます。2015年の国連サミットで採択され、世界が抱える問題を解決し、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界の共通目標です。各国が合意した17の目標と169のターゲットから構成されています。

発展途上国のみならず先進国、企業や自治体も取り組む普遍的なもので、わが国でも積極的に取り組まれています。17のゴールは多岐にわたり、貧困対策、質の高い教育、ジェンダーフリー、エネルギー、経済成長、不平等をなくすなど、あらゆる領域に係わっています。

(2) 日本国内の動き

昭和 50(1975)年	「婦人問題企画推進本部」発足 総理府婦人問題担当室設置
昭和 52(1977)年	「婦人の10年国内行動計画」策定
昭和 60(1985)年	改正「国籍法」施行、「男女雇用機会均等法」制定、「女子差別撤廃条約*」の批准
平成7(1995)年	「育児・介護休業法*」(通称)制定
平成9(1997)年	「男女雇用機会均等法」改正…セクハラへの事業主配慮義務を規定
平成 11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」制定
平成 12(2000)年	「男女共同参画基本計画」策定
平成 13(2001)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV*防止法」という。)」制定・一部施行
平成 15(2003)年	「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」制定
平成 17(2005)年	「男女共同参画基本計画」(第二次)策定
平成 18(2006)年	「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」一部改正
平成 19(2007)年	「DV防止法」一部改正
平成 22(2010)年	「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成 24(2012)年	「子ども・子育て関連3法」制定
平成 27(2015)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」公布、一部施行(翌年、全面施行) 「第4次男女共同参画基本計画」策定
平成 28(2016)年	「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 「SDGs*実施指針」策定
平成 29(2017)年	刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)
平成 30(2018)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行
令和元(2019)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 「SDGs実施指針」改定
令和2(2020)年	「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定

(3) 埼玉県の動き

昭和 51 (1976) 年	「婦人問題担当副参事」設置
昭和 55 (1980) 年	「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定
昭和 59 (1984) 年	「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定
昭和 61 (1986) 年	「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
平成 2 (1990) 年	「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定
平成 7 (1995) 年	「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定
平成 12 (2000) 年	「男女共同参画推進条例」施行
平成 14 (2002) 年	「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定
平成 18 (2006) 年	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平成 19 (2007) 年	「埼玉県男女共同参画推進プラン」施行
平成 21 (2009) 年	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定
平成 24 (2012) 年	「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定
平成 29 (2017) 年	「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定

(4) 三郷市の取り組み

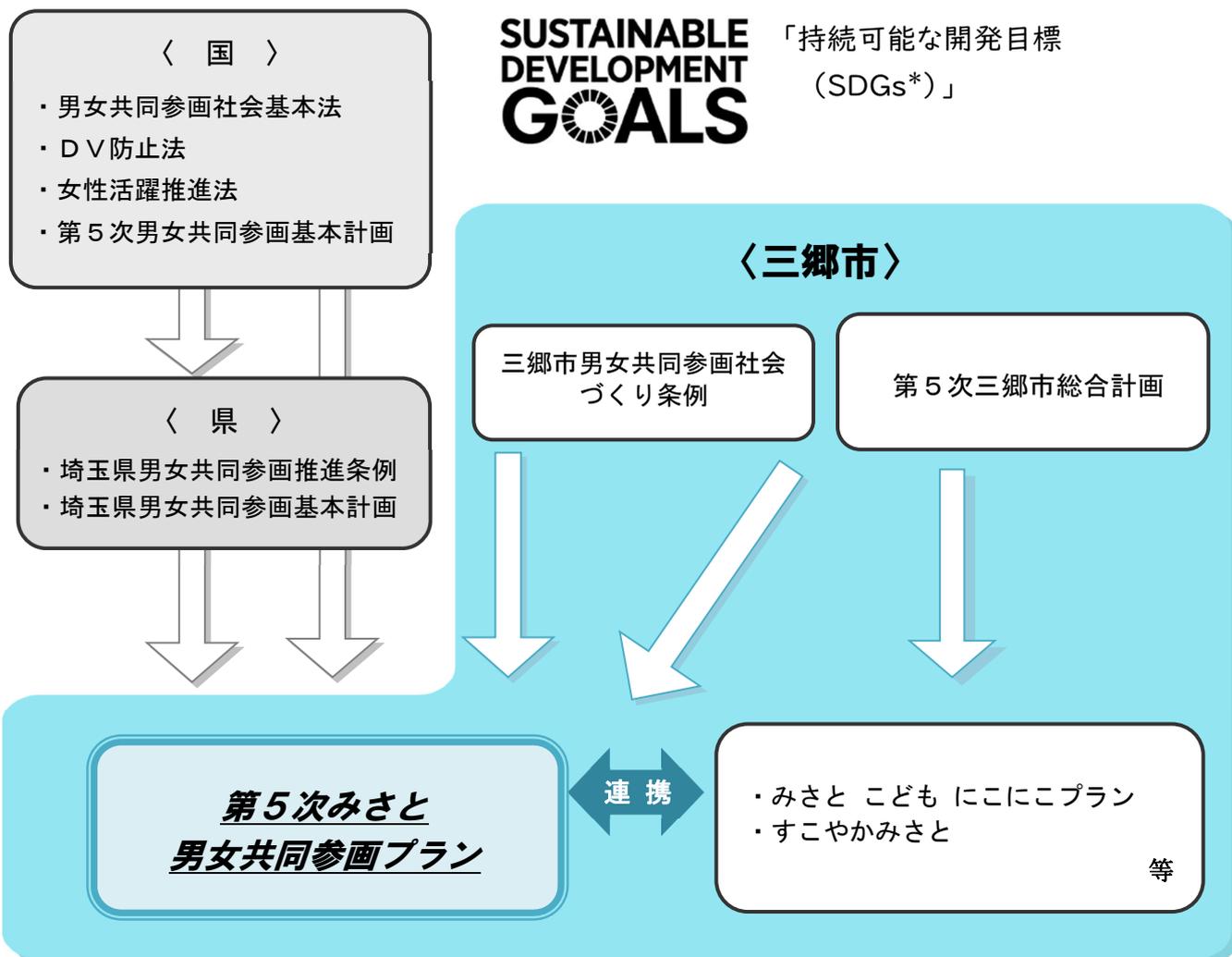
昭和 58 (1983) 年度	民生部保育青少年課に「女性担当」設置
昭和 62 (1987) 年度	企画財政部広報広聴課に移管
昭和 63 (1988) 年度	総務部婦人対策室として独立
平成 3 (1991) 年度	市民部女性生活課に移管 「三郷市女性行動計画(第1次)」策定
平成 8 (1996) 年度	市民生活部女性政策課に変更
平成 13 (2001) 年度	「みさと男女共同参画プラン(第2次)」策定
平成 16 (2004) 年度	総務部男女共同参画推進室に変更
平成 18 (2006) 年度	「三郷市男女共同参画社会づくり条例」施行
平成 20 (2008) 年度	企画総務部総務課に変更
平成 22 (2010) 年度	「第3次みさと男女共同参画プラン」策定
平成 26 (2014) 年度	企画総務部人権・男女共同参画課に変更
平成 27 (2015) 年度	「第4次みさと男女共同参画プラン」策定
令和 2 (2020) 年度	三郷市配偶者暴力相談支援センター*事業開始 「第5次みさと男女共同参画プラン」策定

3

計画の枠組み

(1) 計画の位置づけ

- この計画は、「三郷市男女共同参画社会づくり条例」第11条に定める基本計画として策定します。男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画です。
- 「男女共同参画社会基本法」第14条3項に基づく市町村計画であるとともに、「DV*防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画及び「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画を包含しています。
- 国及び県の「男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定するとともに、『第5次三郷市総合計画』をはじめ、「みさと こども にこにこプラン」「すこやかみさと」などとの整合性を図っています。
- 令和元年12月に一部改定された「SDGs*実施指針改定版」においては、優先課題として「1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー*平等の実現」及び「7 平和と安全・安心社会の実現」が位置づけられています。
- この計画は、市民へのアンケート調査、パブリック・コメント等を通じて広く市民に意見を求め、また、「三郷市男女共同参画審議会」に諮問を行い答申を受け、それらの内容を取り入れながら策定したものです。



○持続可能な開発目標 (SDGs) 関連ターゲット

5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー*平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント*を行う。

この計画において最も関係の深い項目です。

3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。

4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。

16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

(2) 計画の期間

この計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況を考慮し、中間見直しを行います。

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
第5次みさと 男女共同参画プラン	計画期間：5か年				
第5次 三郷市総合計画	基本構想：10か年 (令和3〔2021〕年度～令和12〔2030〕年度)				
	前期計画期間：5か年 (令和3〔2021〕年度～令和7〔2025〕年度)				
<国> 第5次男女共同参画 基本計画	計画期間：5か年				
埼玉県男女共同参画 基本計画	計画期間：5か年 (平成29〔2017〕年度～令和3〔2021〕年度)				

第2章

計画の基本的考え方



条例の基本理念

本市では、「三郷市男女共同参画社会づくり条例」（以下「条例」といいます。）を制定し、次の6つの基本理念を掲げました。本計画においては、この基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

<条例の基本理念>

- (1) 人権や個性を尊重します。
 - ア 男女の個人としての尊厳が重んじられること
 - イ 男女の個人として個性と能力を発揮する機会が確保されること
 - ウ 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと
 - エ 社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメント*が根絶されること
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行を見直すとともに、制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮します。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者及び市民団体等における方針の立案及び決定の過程に、共同して参画する機会が確保されるようにします。
- (4) 家事、子育て、介護その他の家庭生活と社会生活が両立でき、性別にかかわらず活動できるよう配慮します。
- (5) 男女が互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関することに自らの決定が尊重され、生涯を通じて健康な生活が営まれるよう配慮します。
- (6) 国際社会における男女共同参画社会の実現に関する取組や動向に配慮します。

2

計画の基本理念

条例の基本理念を受け、この計画の基本理念を次のように制定します。

計画の基本理念

みんな
男女が互いに理解・尊重し、
個性と能力を發揮し
活躍できるまち みさと

3

計画の基本目標

本市を取り巻く状況と課題を踏まえ、条例に位置づけられている基本理念にのっとり男女共同参画社会の形成を目指すため、3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 男女共同参画を進めるための意識づくり

基本目標2 みんな男女が共にいきいき暮らせるまちづくり

基本目標3 一人ひとりを大切にできる社会づくり

4

計画の体系

【基本理念】

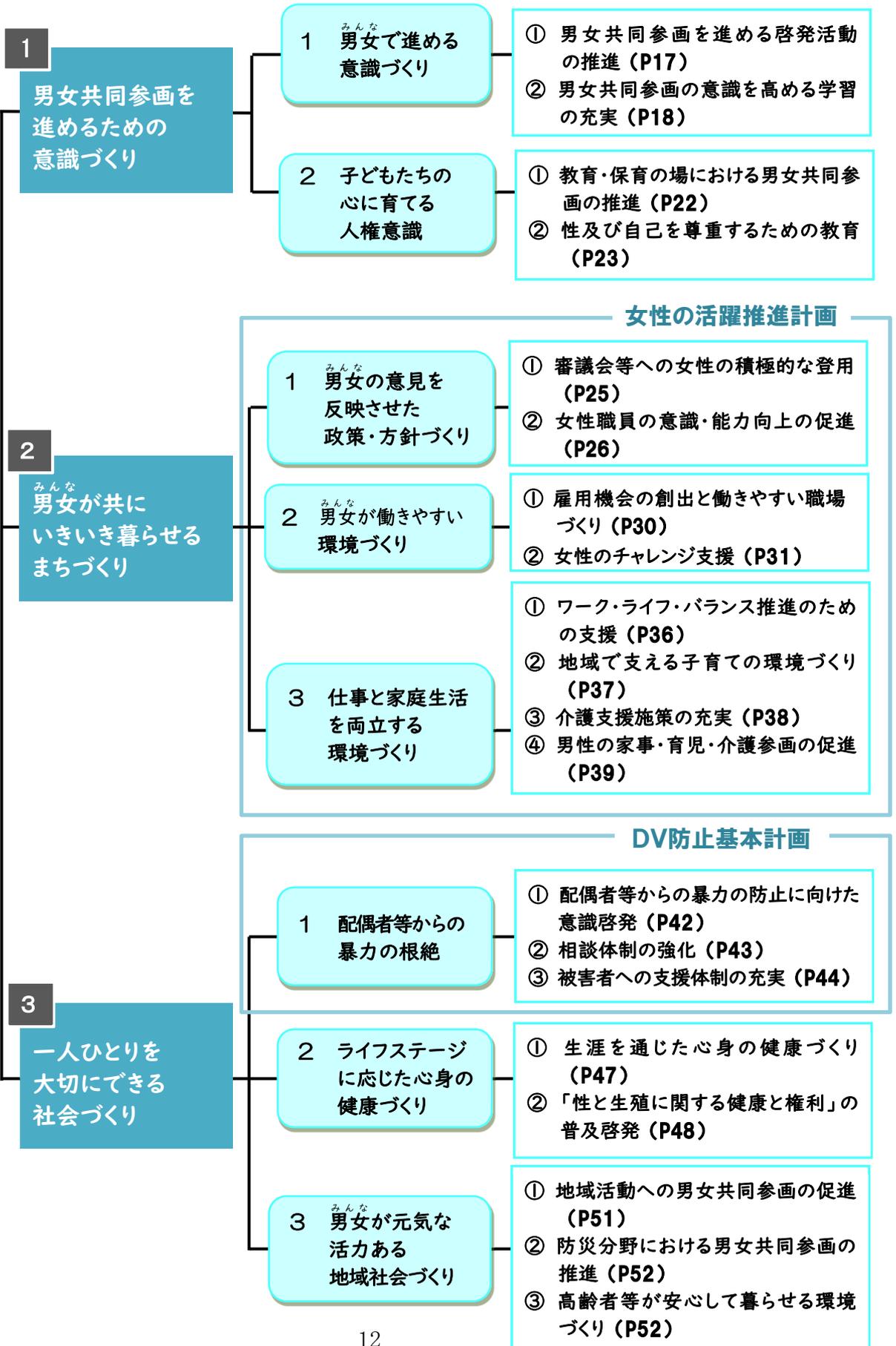
【基本目標】

【施策の方向】

【施策】

()内は掲載ページ

男女が互いに理解・尊重し、個性と能力を発揮し活躍できるまち
みんな
みよこ



5

計画策定の重点分野

社会情勢の変化と本市の現状やこれまでの取り組みを踏まえて、本計画の策定にあたって以下の4点を重点分野と位置づけます。

1 男女共同参画の意識づくり

本市における女性の社会参画については、就業率の上昇や審議会委員等における女性の割合の増加など、取り組みが進んでいる側面もありますが、反面、男女の平等感に関する市民意識調査では、平成26年度と平成30年度を比較すると、6分野のうち4分野で「平等になっている」との回答が減少しています。(P16参照)

その背景には、社会全体的に固定的な性別役割分担意識*（「男は仕事、女は家庭」に代表される考え方）や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）が存在していることが考えられます。

男女共同参画を進めていくためには、行政や企業のみならず、家庭や地域など生活の場全体に男女共同参画や女性活躍の視点を広げることが重要であることから、男女共同参画に関する意識の向上を図るため、様々な機会を捉え、啓発活動の充実を図ります。

2 多様な分野での女性の活躍推進

少子高齢化とそれに伴う人口減少のさらなる進行が見込まれる中において、多様な人材がそれぞれの能力を十分に発揮できる社会づくりが重要です。女性活躍推進法や働き方改革などが推進され、本市においても妊娠・出産・子育て期を迎えた女性が離職するM字カーブ*問題は改善傾向ですが、男性に比べ、女性の非正規雇用の割合が高いなどの課題があります。(P28参照)

そのため、企業のあらゆる事業活動への女性の参画を促進するとともに、コミュニティ・ビジネスをはじめ、地域において付加価値や雇用を創出する起業を目指す女性や再就業を目指す女性一人ひとりのニーズに応じた支援を行うなど、基本目標2「^{みんな}男女が共にいきいき暮らせるまちづくり」を「三郷市女性活躍推進計画」に位置づけ、女性活躍の推進に取り組めます。

3 みんなが活躍できる環境づくり

人生100年時代の到来により、人生のライフステージ*に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められています。経済的自立や自己実現のための仕事（ワーク）と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることが生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられ、働き方・暮らし方の変革が重要となっています。近年の新型コロナウイルス感染症の流行拡大により進んだテレワークやリモートワーク、デジタル化の進展等により、今後も働き方や暮らし方が大きく変化する可能性が考えられます。家庭においては、

家族が自宅で過ごす時間が増えることにより、男性の家事・育児・介護・地域活動への参画についての期待がより一層高まっています。

また、新型コロナウイルス感染症などの新型の感染症の流行や地震・豪雨などの大規模災害等による課題も発生しており、新たな生活様式の実現や防災・復興対策についても、男女共同参画の視点に基づく対応が求められています。

このような新たな状況を踏まえ、誰もが家庭・職場・地域などあらゆる場面において活躍できる環境づくりの推進に取り組みます。

4 配偶者等に対する暴力を許さない環境づくり

個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、それがどのような形であっても、どのような理由であるにしても、誰に対しても決して許されるべきものではありません。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、外出の自粛や在宅勤務の増加により、家族が家庭内で過ごす時間が増えたことで、もともと家族関係に課題があった家庭の場合は、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されています。

アンケート調査では、パートナーから暴力行為を受けた経験のある人は1割程度ですが、そのうち7割近い人は「相談できなかった」及び「相談しようと思わなかった」と回答しています。(P41参照)

本市では、令和2年度にDV*被害に関するワンストップ相談*窓口である配偶者暴力相談支援センター*事業を開始し、関係機関と連携し、DV被害者への適切な対応を行なうための相談支援体制の充実に取り組んでいます。DVの被害者は女性である場合が多く、女性が暴力の被害に遭わないようにするためのDV防止に関する取り組みが重要です。また、デートDV*については、若年層において被害者にも加害者にもならないよう、また、一人ひとりを大切にす意識啓発としても、デートDV防止への取り組みが重要です。

このため、基本目標3「一人ひとりを大切にできる社会づくり」施策の方向1「配偶者等からの暴力の根絶」を「三郷市DV防止等基本計画」に位置づけ、あらゆる暴力の防止に取り組みます。



第3章

計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり

長い時間をかけて培われた固定的な性別役割分担意識*や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス*)を解消し、男女双方の意見が平等に反映される社会の実現に向けて男女共同参画意識の普及啓発に努めます。

また、学校教育や地域において、男女平等や男女共同参画を含めた人権意識の普及啓発及び習得のための教育を推進します。

施策の方向 1

みんな 男女で進める意識づくり

【現状と課題】

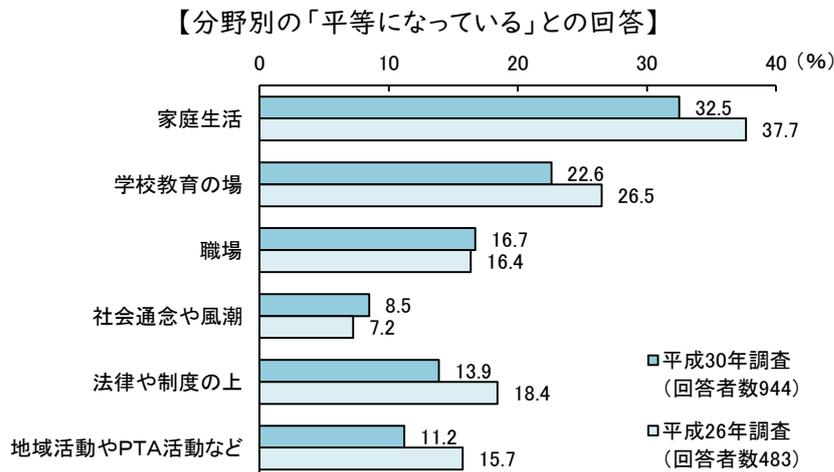
みんなが、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、市民一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる環境が必要です。

しかし、男女平等の意識は高まってきているものの、アンケート調査では分野別の男女の地位の平等感に対して、平成26年調査(男女共同参画に関する意識実態調査)と平成30年調査(三郷市市民意識調査)を比較すると、「平等になっている」が増加した分野は、「職場」及び「社会通念や風潮」の2分野に対し、減少した分野は「家庭生活」、「学校教育の場」、「法律や制度の上」、「地域活動やPTA活動など」の4分野と、減少した分野が多くなっています。

今後も男女共同参画社会に対する理解を深め、無意識のうちに身に付いてしまった性別による固定的意識にとらわれない男女平等のまちづくりを推進するためには、男女共同参画社会の重要性を周知するとともに、より一層、啓発活動を推進する必要があります。

アンケート調査に見る分野別の「平等感」

平成26年調査(男女共同参画に関する意識実態調査)と平成30年調査(三郷市市民意識調査)の分野別の「平等感」を見ると、「平等になっている」が増加した分野が2分野、減少した分野が4分野となっています。



施策① 男女共同参画を進める啓発活動の推進

誰もが男女共同参画に関心を持ち、男女共同参画の理念やジェンダー*の視点について正しく理解されるよう、様々な機会を活用した情報提供や啓発活動の充実を図ります。

No.	取り組み	内 容	所管課等
1	男女共同参画に関する情報紙の発行	男女共同参画推進市民スタッフが、男女共同参画に関する様々な取り組みの中から、毎年テーマを決め、市民に広くメッセージを発信するために、男女共同参画情報紙『COLORFUL』を企画・編集し、発行します。	人権・男女共同参画課
2	男女共同参画に関する意識啓発の推進	国が定める「男女共同参画週間」(6月23～29日)に合わせて市役所市民ギャラリーでパネル展示等を行います。 三郷中央におどりプラザ内「男女共同参画情報コーナー」やホームページを用いて、男女共同参画に関する様々な情報を発信します。	人権・男女共同参画課
3	男女共同参画に関する図書による啓発	図書館及び三郷中央におどりプラザ内「男女共同参画情報コーナー」において男女共同参画に関する図書の貸出しを行います。	人権・男女共同参画課 日本一の読書のまち推進課
4	性の多様性を尊重する意識啓発の推進	三郷中央におどりプラザ内「男女共同参画情報コーナー」やホームページを用いて、性の多様性に関する理解促進のための情報発信を行います。 人権教室等を行い、性の多様性に関する正しい知識の普及のための啓発を行います。 職員対象の研修等において、性の多様性に関する理解促進に取り組みます。	人権・男女共同参画課 生涯学習課 人事課
5	性別にとらわれない広報紙づくり等の推進	月に1回(15日)市政の動き、市民の情報、まちの話題、各種催し等を掲載して発行している『広報みさと』の編集について、性別や年齢等にとらわれない紙面づくりに努めます。 ホームページやその他広報媒体(プレスリリース、フェイスブック、ツイッター等)に掲載する文章、写真等について、性別や年齢にとらわれない表現に配慮した情報発信を行います。	広報課

施策② 男女共同参画の意識を高める学習の充実

誰もが社会のあらゆる分野に参画することが選択できるよう、また、誰でもいつでも気軽に学習することができる機会の提供に努めます。

No.	取り組み	内 容	所管課等
6	家庭における男女共同参画意識の啓発	男女共同参画情報紙の発行や三郷中央におどりプラザ内「男女共同参画情報コーナー」、ホームページ等において男女共同参画に関する情報や研修の通知等を発信します。	人権・男女共同参画課
7	生涯学習の充実	関係機関と連携しながら、生涯学習講座の開催等により、身近に学習する機会を提供します。	生涯学習課

施策の方向 | 数値目標

評価指標	現状値	目標値 (令和7年度)	根拠データ
男女平等についての意識 (家庭生活では「平等になっている」と答えた人の割合)	32.5%	50% 以上	第17回 三郷市市民意識調査

コラム

【 性別による固定的意識(性別役割分担意識*)について 】

性別による固定的意識(性別役割分担意識)とは、「男は仕事、女は家庭」、すなわち働き手や稼ぎ手は男性、家庭を守る、または家計の補助的に働くのが女性というように、男女は始めから、その役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待することをいいます。

国では「男女共同参画社会に関する世論調査」を行っており、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についても調査しています。平成4年11月の調査では、この考え方について「賛成」及び「どちらかといえば賛成」は、女性が55.6%、男性は65.7%でした。令和元年9月の調査では、女性が31.1%、男性が39.4%と、女性では24.5ポイント、男性では26.3ポイントの大きな減少となり、意識の変化がみられます。

なお、平成28年の調査では、男女ともに反対する者の割合(「反対」+「どちらかといえば反対」)が賛成する者の割合(「賛成」+「どちらかといえば賛成」)を初めて上回りました。

これからは、こうした固定的な性別役割分担意識にとらわれることがない男女共同参画社会の実現が求められます。

【現状と課題】

男女平等を含めた人権の意識は、幼い頃から、その時々々の社会の枠組みや本人が置かれている環境等の影響を受けながら徐々に形成されます。幼い頃に男女共同参画の意識が根付くことは、男女共同参画社会の実現に向けた大きな第一歩となります。

本市では、市内小中学校において、人権教育と年間指導計画の中に「男女相互理解・相互協力」を位置づけ、道徳や特別活動の授業を実施しています。また、性に関する正しい知識の普及啓発にも努めています。

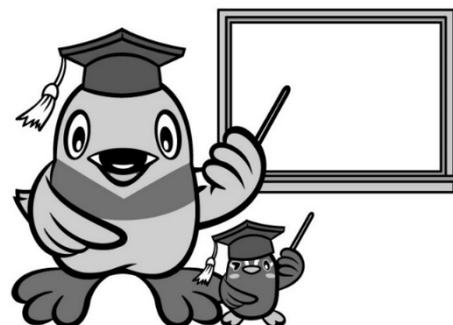
男女平等を含めた人権の意識を育てる視点を取り入れた教育を進め、子どもの頃から男女平等・男女共同参画の意識を根付かせるような働きかけを行います。また、こころとからだの成長が著しい時期であることから、子どもの成長に合わせて、心身の発育及び性に関する正しい理解と知識、自分も相手も大切にすると人権意識を習得する教育を推進します。

アンケート調査に見る学校教育の「平等感」

平成30年調査（三郷市市民意識調査）の「学校教育の場」における男女の地位の平等感は、「平等になっている」22.6%、「平等になっていない」13.7%、「どちらともいえない」21.7%、「わからない」33.9%ですが、平成26年調査（男女共同参画に関する意識実態調査）と比べ、「平等になっている」がやや減っています。

【男女の地位についての平等感(学校教育の場で)】

	単位: %				
	平等になっている	平等になっていない	どちらともいえない	わからない	無回答
平成30年調査 (回答者数944)	22.6	13.7	21.7	33.9	8.2
平成26年調査 (回答者数483)	26.5	14.1	20.1	33.3	6.0

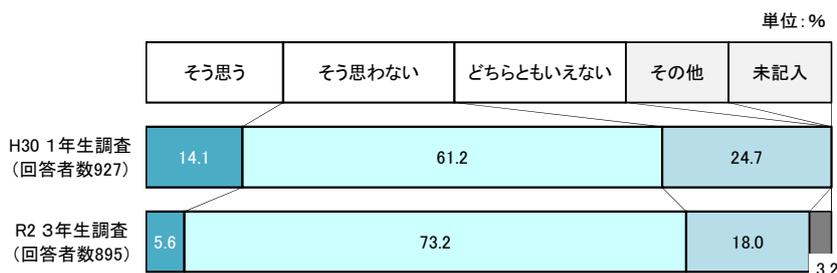


中学生の男女共同参画チェックシート

中学生を対象とした男女共同参画チェックシートについて、平成30年度の1年生、その2年後の3年生に実施した結果は次のようになっています。

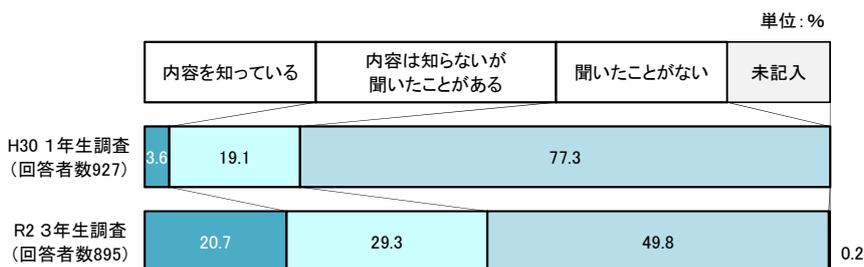
男女の固定的役割分担意識について、一層の改善が見られるとともに、「ワーク・ライフ・バランス*」については、「内容を知っている」との回答が大幅に増加しています。一方で、若年層に関わりの深い「デートDV*」については、令和2年度においても「聞いたことがない」との回答が約7割を占めることから、内容を含めた周知啓発が必要です。学校での男女平等については「平等になっている」が4.5ポイント増加しています。

【料理や洗濯は、女性が行うべきだと思いますか】



※平成30年調査では「その他」「未記入」の集計なし

【「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか】



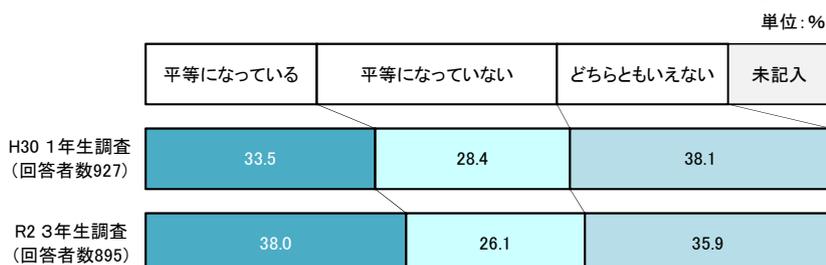
※平成30年調査では「未記入」の集計なし

【「デートDV」という言葉を知っていますか】



※平成30年調査では「未記入」の集計なし

【学校では、男女平等になっていると思いますか】



※平成30年調査では「未記入」の集計なし

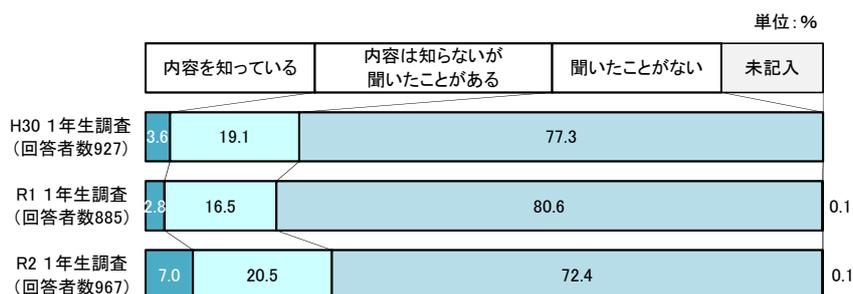
中学生の男女共同参画チェックシート

経年での変化をみると、「ワーク・ライフ・バランス*」という言葉について、令和2年度調査では、「内容を知っている」「内容は知らないが聞いたことがある」割合が増加しています。

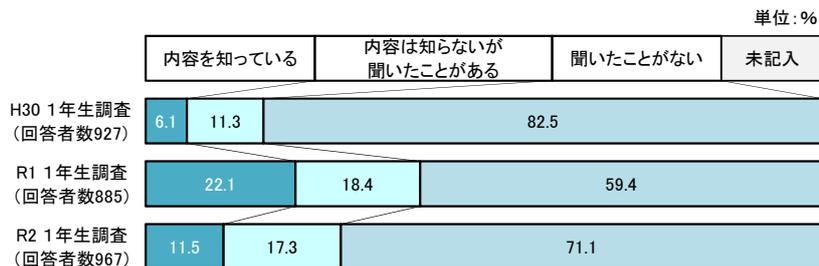
「デートDV*」という言葉については、平成30年度調査に比べ、令和元年度調査では「内容を知っている」「内容は知らないが聞いたことがある」が大きく増加したものの、令和2年度調査では、再び減少しています。

学校での男女平等については、「平等になっている」が平成30年度以降増加を続け、令和2年度調査では46.6%となっています。

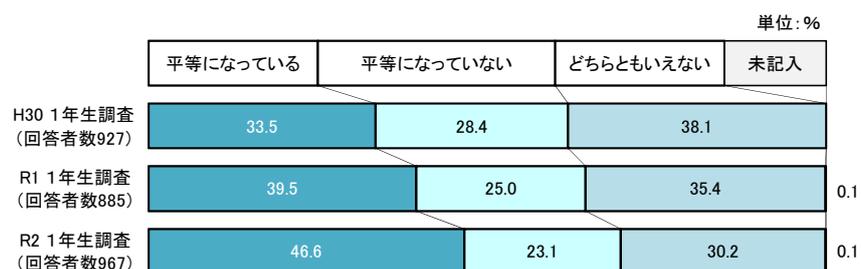
【「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか】



【「デートDV」という言葉を知っていますか】



【学校では、男女平等になっていると思いますか】

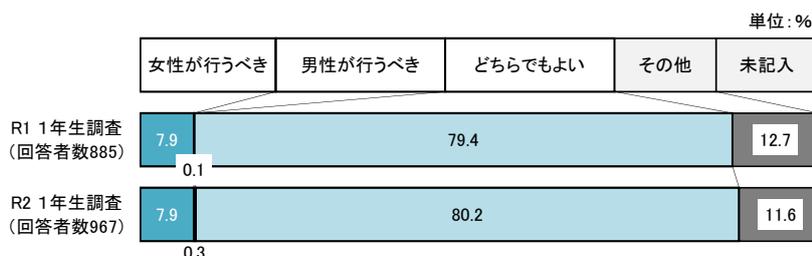


中学生の男女共同参画チェックシート

「育児は、だれが行うべきだと思うか」については、令和元年度、令和2年度ともに「どちらでもよい」が最も多く、約8割にのぼっています。

「社長は、だれがなるべきだと思うか」についても、「性別は関係ない」が令和元年度、令和2年度とも8割を超えており、男女の固定的役割分担意識について、一層の改善が見られます。

【育児は、だれが行うべきだと思いますか】



【社長は、だれがなるべきだと思いますか】



施策① 教育・保育の場における男女共同参画の推進

子どもたちが個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育・保育の充実を図るとともに、家庭や地域における各種教育・学習機会の充実を図ります。

No.	取り組み	内容	所管課等
8	人権を尊重する教育の推進	男女相互理解・相互協力等の男女平等、男女共同参画等に関することや、自分も他人(相手)も大切にできるようになるような教育の推進を図ります。	指導課 青少年課 生涯学習課
9	教職員・保育士に対する研修の充実	教職員・保育士に対する研修の充実に努め、教育者としての人権意識の向上を図ります。	指導課 すこやか課
10	男女共同参画の視点に立った学校運営	男女共同参画の視点を踏まえた生徒指導・進路指導等の学校運営を行います。	指導課
11	保護者への意識啓発	学校公開や運動会を土・日曜日に開催し、男性の学校教育への参画を図るとともに、「親の学習」講座等を活用し、意識の共有・啓発を図ります。	指導課 青少年課 生涯学習課

施策② 性及び自己を尊重するための教育

男女が互いの性を理解・尊重できるよう、発達段階に応じた性に対する正しい理解と意識を持てるよう教育を行います。

No.	取り組み	内容	所管課等
12	学校教育における性に関する適切な教育の推進	互いの性について尊重し合えるように、男女の性差、個の違い等を知ることができる教育を推進します。 また、保健指導として、児童・生徒だけでなく保護者も学ぶことができる機会をつくります。	指導課
13	エイズ・性感染症予防のための啓発	男女が互いの性を理解・尊重し、性に関して適切な意思決定や行動選択を行うことができるよう、エイズや性感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	指導課
14	性の多様性への理解の促進	啓発用冊子の配布や講座の開催など、性の多様性についての理解を促進します。	指導課

施策の方向1 数値目標

評価指標	現状値	目標値 (令和7年度)	根拠データ
男女平等についての意識 (学校教育の場では「平等になっている」と答えた人の割合)	22.6%	50% 以上	第17回 三郷市市民意識調査

コラム

【性の多様性】

性には、生物学的な身体の性のほか、どちらの性に恋愛感情が向くか、「好きになる性」と言うこともある性的指向、自分の性をどう認識しているか、「心の性」と言うこともある性自認など、様々な要素があると考えられます。性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとって、「SOGI」という言葉が用いられることもあります。

好きになる性も表現したい性も人それぞれに違います。同性を好きになったり、自分の心の性と身体の性が一致しなかったり、性のあり方は一人ひとり異なっており、多様な性*のあり方を認識し、理解し、受容することが大切です。同性が好きの人や自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことを性的マイノリティ*ということもあり、例えば、「身体の性と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンにあてはまらない場合を LGBTs (レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、その他の多様な性) と表現することがあります。

基本目標2 ^{みんな}男女が共にいきいき暮らせるまちづくり

行政や企業、団体等、社会のあらゆる政策・方針決定過程の場への女性の参画を促進します。職場においては、男女間の格差の解消や労働条件の改善など企業の取り組みを促進します。また、ワーク・ライフ・バランス*に向けた取り組み、男女が共に家事や育児、介護に参画できるような環境づくりを推進します。

施策の方向1 ^{みんな}男女の意見を反映させた政策・方針づくり

【現状と課題】

政策・方針決定の過程に男女が共に参画し、様々な意見を反映させることは、男女共同参画社会の実現のために大変重要なことです。

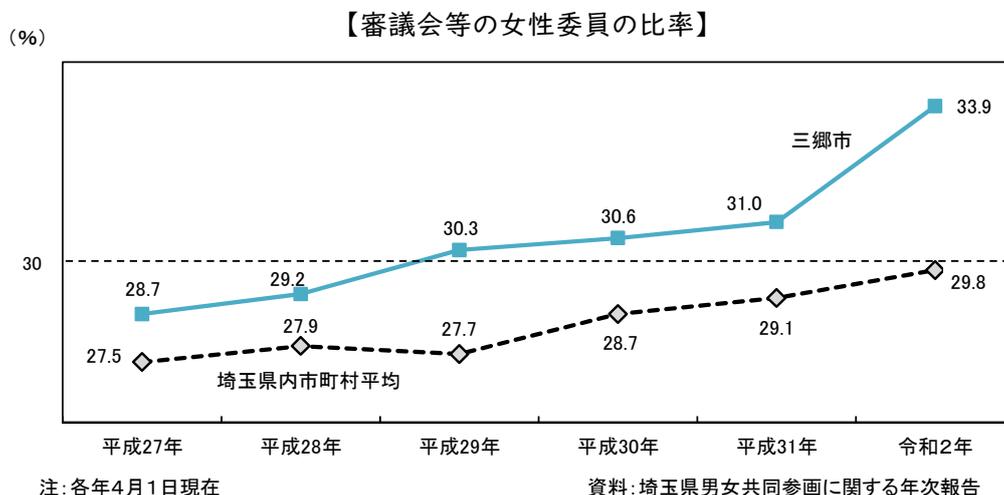
本市における政策・方針決定の場への参画状況をみると、令和2年4月1日現在の審議会等への女性委員の登用比率は33.9%であり、数値は右肩上がりに目標へ近づいています。市役所職員の係長職中の女性の割合は27.7%で、第4次みさと男女共同参画プラン策定時(平成27年4月1日現在:26.3%)と比べると数値が上昇しています。

性別にとらわれない多様な生き方を認め合うまちづくりを推進するには、市政に関わる審議会等において男女のバランスのよい参画が必要です。現状では、全体として男性の比率が高いため、審議会・委員会等への女性の参画を推進します。

また、市自らが女性登用の推進に向け策定した「特定事業主行動計画」を推進します。企業や地域活動においても女性が方針決定に参画できるよう、啓発活動等の働きかけを行います。

データに見る女性委員の比率

本市では直近の6年間、審議会等の女性委員の登用率はほぼ30%強で推移し、常に県内市町村平均を上回っています。



施策① 審議会等への女性の積極的な登用

審議会等において女性の参画が図られるよう、幅広く人材の発掘に努め、女性委員の登用を積極的に進めます。

No.	取り組み	内容	所管課等
15	審議会等の女性委員参画の推進	審議会等への女性の登用率の目標である「37.0%」を達成できるよう、委員の男女構成比の偏りによる集団におけるジェンダー・ギャップ*を解消するため、女性の比率の低い審議会等の所管課に対して女性委員参画推進についての協力要請を行います。	人権・男女共同参画課
16	女性委員ゼロの審議会等への働きかけ	すべての審議会において、女性委員が1名以上の登用となるよう、各審議会等の所管課に対して女性委員の積極的な登用について働きかけを行います。	人権・男女共同参画課
17	「特定事業主行動計画」の実施状況の公表	女性活躍推進法に基づく本市の「特定事業主行動計画」について、女性職員の管理職登用など、定期的な実施状況を公表していきます。	人事課 人権・男女共同参画課

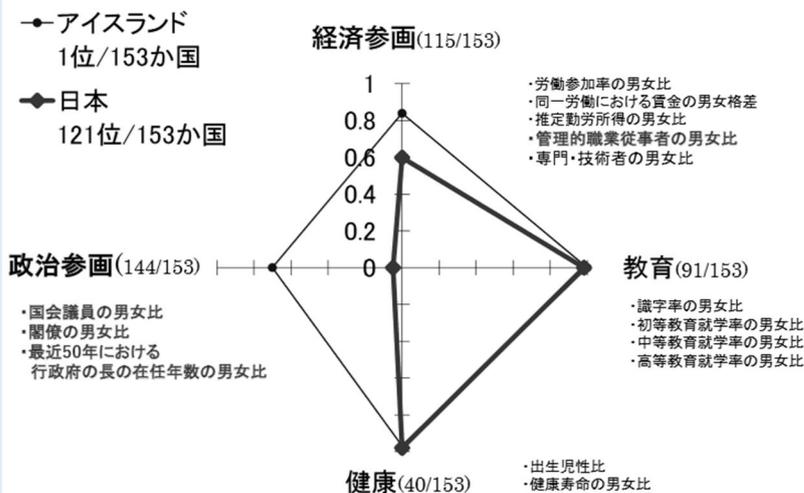
コラム

【ジェンダー・ギャップ指数(GGI)】

ジェンダー・ギャップとは、男女に求められる性役割の違いにより生じる格差のことをいいます。「世界経済フォーラム」(ダボス会議)が、男女間の格差を、健康、教育、政治、経済の4分野の指標を用いて測定し、毎年公表しています。

指数は、0が男女の完全不平等、1が完全平等を示します。日本は、153か国中121位で前回より順位を下げています。

ジェンダー・ギャップ指数 2020 : 153か国中 121位



(備考1) 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」(2019年12月)より作成
(備考2) スコアが低い項目は赤字で記載

順位	国名	値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.82
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
19	カナダ	0.772
21	英国	0.767
53	アメリカ	0.724
76	イタリア	0.707
81	ロシア	0.706
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
120	アラブ首長国連邦	0.655
121	日本	0.652
122	クウェート	0.650

内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する最近の動向」より

施策② 女性職員の意識・能力向上の促進

女性職員の管理職への意識や能力を高めるような人材育成を図り、能力に応じた女性職員の職域拡大や管理職への登用を促進します。

No.	取り組み	内 容	所管課等
18	「職員男女共同参画研修会」の実施	市の係長職への女性の登用率の目標である「35.0%」を達成できるよう、正しい理解を深め、広く職員の意識高揚を図り、市民サービスの向上につなげるための「職員研修会」を開催します。	人事課 人権・男女共同参画課
19	管理職等への女性職員の登用の推進	女性職員の管理職等への登用を推進し、市政に関する政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、管理職等への登用の前提となる主任職や主査・係長職試験の受験勧奨を行うとともに、管理職への昇任者の決定方法として「選考」によるしくみを継続します。	人事課
20	女性職員の各種研修機関等への派遣の推進	「市町村アカデミー」や「彩の国さいたま人づくり広域連合」にて開催される研修に、職員の適性に応じて女性職員を派遣します。 また、女性職員のみを対象とした「女性のためのキャリアデザイン*」等へも公募の上、派遣を行う等、積極的に研修の受講機会を設けます。	人事課

施策の方向1 数値目標

評価指標	現状値	目標値 (令和7年度)	根拠データ
市の審議会等の女性委員の比率	33.9% (令和2年4月1日現在)	37%	実績
市職員の係長職中の女性の(登用)比率	27.7% (令和2年4月1日現在)	35%	



【現状と課題】

本市の就業者数は、国勢調査によると平成17年から平成27年の10年間において、1,434人の減少ですが、女性就業者数については614人の増加となっています。就業者の雇用形態については、正規の職員・従業員は男性80.1%に対し女性40.2%であり、女性の就業者の半数以上がパート・アルバイト等の非正規雇用となっています。

女性の年齢別就業率は、全国と同じく25～29歳と45～49歳を左右のピークとし、30～34歳を底とするM字カーブ*を描いていますが、底となる結婚・出産・子育て期に当たる30～34歳の就業率の高まりが見られます。

平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、働きたい女性が活躍できる労働環境の整備が進められています。

しかし、非正規雇用労働者に女性が多いことは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間に、給与等の処遇面での格差が生じることから、男性と女性の待遇差に影響していると考えられます。そのため、就労分野においては、女性の就労の継続や再チャレンジなどを促進し、生涯を通じてライフスタイルに合わせて働き続けられるよう女性の活躍推進に向けた支援が必要です。

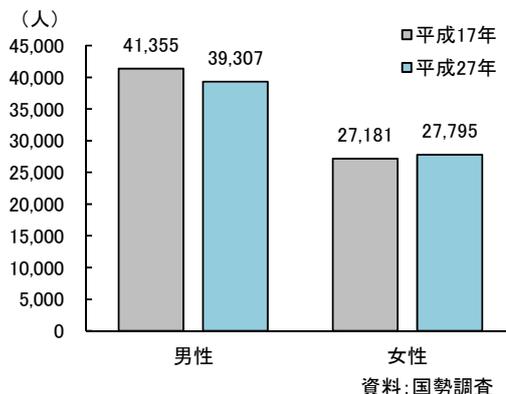
雇用の場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、企業への啓発に努めるとともに、各種ハラスメント防止対策など働きやすい職場環境の整備への取り組みを促進します。

データに見る女性の就業

●就業者数

平成17年から平成27年の10年間において、男女の就業者は男性が2,048人の減少に対し、女性は614人の増加となっています。

【男女別就業者数の推移】

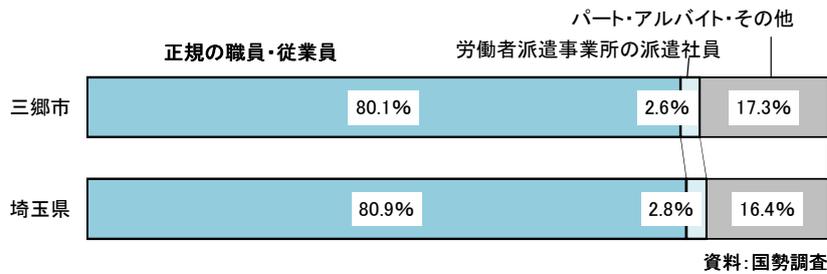


データに見る女性の就業

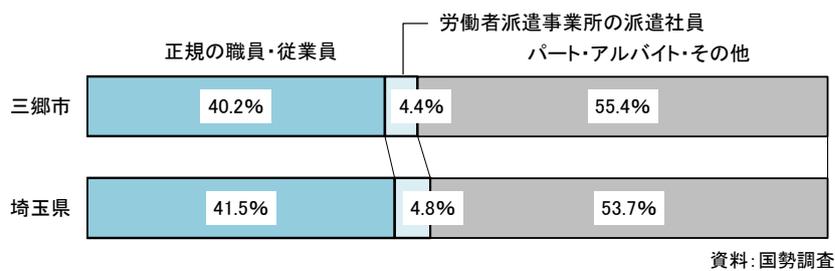
●雇用形態

本市の就業者の雇用形態は、平成27年調査において、正規の職員・従業員は男性80.1%、女性40.2%です。県と比べ、女性の正規の職員・従業員の割合がやや少なく、パート・アルバイト等がやや多くなっています。

【男性の雇用状況の比較(平成27年)】



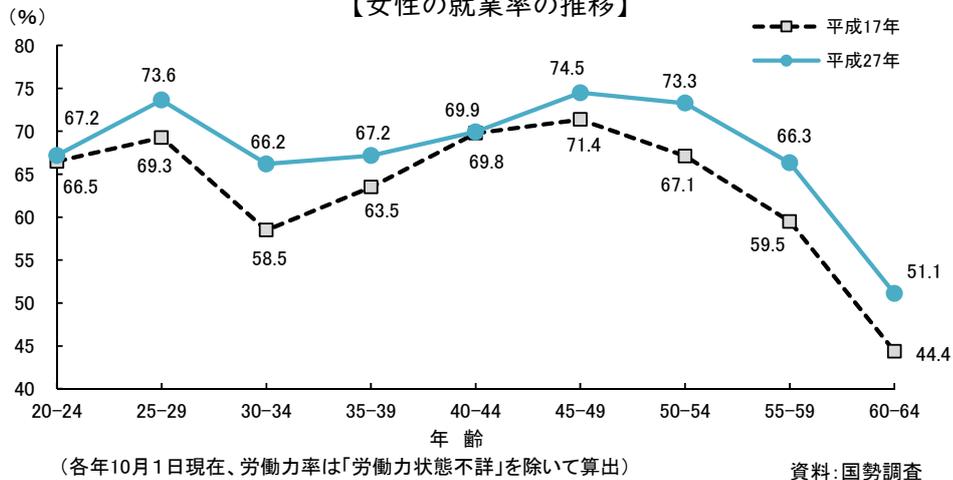
【女性の雇用状況の比較(平成27年)】



●女性の就業率

女性の年齢階級別就業率について、平成17年と平成27年を比較すると、結婚・出産・子育て期に当たる20歳代後半から30~34歳を底とするM字カーブ*は就業率の高まりによりゆるやかなカーブに変わってきています。また、子育てが一段落しつつあると思われる45歳以上では、いずれの年代も就業率が高まっています。

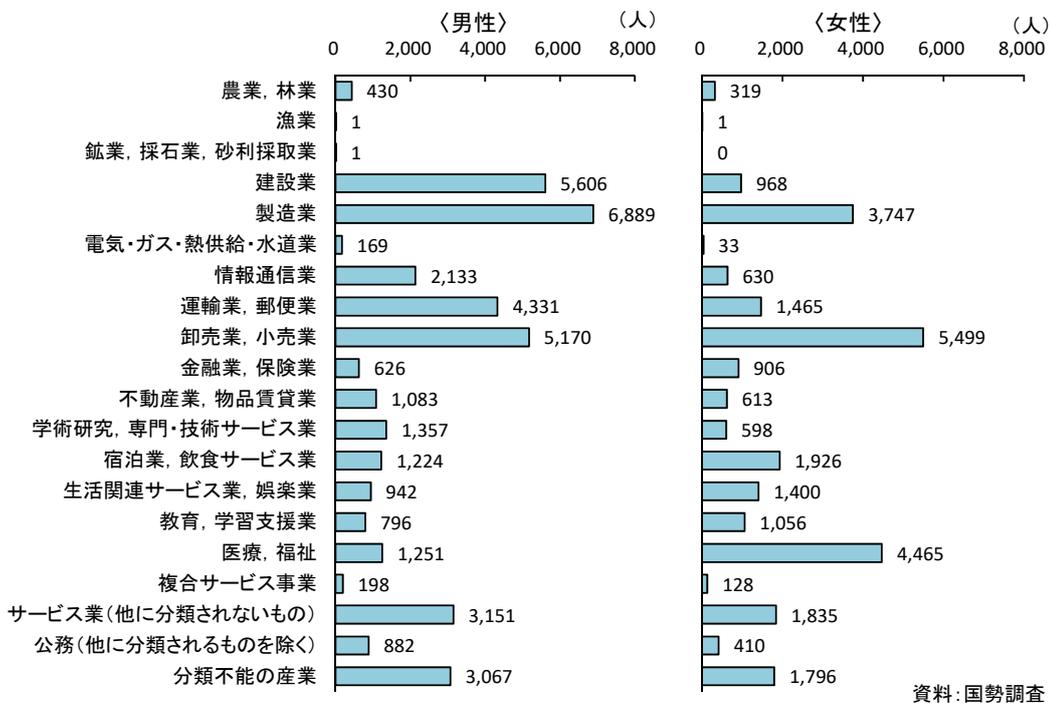
【女性の就業率の推移】



●産業別就業者数

産業別就業者数で女性が男性を上回るのは、「卸売業,小売業」をはじめ、「医療,福祉」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「教育,学習支援業」、「金融業,保険業」など、対人サービスに関連する業種が多くなっています。

【産業大分類別15歳以上就業者数(平成27年)】



アンケート調査に見る職場での「平等感」

平成30年調査(三郷市市民意識調査)の「職場」における男女の地位の平等感は、「平等になっている」16.7%、「平等になっていない」33.8%、「どちらともいえない」25.6%、「わからない」15.4%ですが、平成26年調査(男女共同参画に関する意識実態調査)と比べ、「平等になっている」は、ほとんど変わらず、「平等になっていない」は減っており、「どちらともいえない」が増えています。

【男女の地位についての平等感(職場で)】

	単位: %				
	平等になっている	平等になっていない	どちらともいえない	わからない	無回答
平成30年調査 (回答者数944)	16.7	33.8	25.6	15.9	7.9
平成26年調査 (回答者数483)	16.4	43.7	20.9	14.5	4.6

施策① 雇用機会の創出と働きやすい職場づくり

あらゆる職場で男女が共に雇用の均等な機会や待遇を得て能力を活かせるよう、事業者に助成制度や労働条件の向上に関する情報を提供します。

NO.	取り組み	内容	所管課等
21	労働関係法規等の周知・啓発	<p>男女雇用機会均等法や女性活躍推進法をはじめとした労働に関する幅広い情報の提供を行います。</p> <p>また、労働時間や社会保険、その他の労働条件に関する諸問題について、事業者及び労働者を対象とした「労働相談」を行います。</p>	商工観光課
22	雇用機会の創出	<p>企業の人材確保と求職者の支援を目的として、ハローワーク草加・三郷市商工会との共催による合同企業面接会を開催します。</p>	商工観光課
23	企業担当者向け啓発活動の推進	<p>企業における「男女が共に働きやすい職場づくり」への取り組みを推進するため、企業担当者に向けて、育児・介護休業、短時間勤務、フレックスタイム*、テレワークなど、新しい生活様式に向けた多様な働き方の情報提供を行います。</p>	<p>人権・男女共同 参画課</p> <p>商工観光課</p>
24	職場におけるハラスメント、差別的慣行防止のための周知・啓発	<p>リーフレットの設置等により、職場におけるハラスメント防止の周知に努めます。</p> <p>また、「三郷市立小中学校におけるセクシュアルハラスメント*の防止等に関する要綱」に基づいてセクシュアルハラスメントを防止・排除し、関連する問題が生じた場合には適切に対応します。</p> <p>市においては、「ハラスメントの防止等に関する規則」に基づき「ハラスメント相談」等を実施し、職員間のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント*等の防止に努めます。</p>	<p>商工観光課</p> <p>学務課</p> <p>人事課</p> <p>人権・男女共同 参画課</p>

施策② 女性のチャレンジ支援

結婚や育児等により離職した女性の再就業や起業等の新たな分野に挑戦する女性への支援を図ります。

No.	取り組み	内 容	所管課等
25	就労に向けた技術習得機会の情報提供	市や埼玉労働局（ハローワーク草加）等の主催による「就職支援セミナー」の開催を支援することで、就労希望者の支援を行います。また、県ウーマノミクス課との協働事業で、結婚や出産・育児で一度離職した女性が再就職するための支援を行うセミナーを実施し、必要な情報の提供や指導・助言を行います。	商工観光課 人権・男女共同 参画課
26	多様なニーズへ対応可能な相談体制づくり	<p>《「就職に関する悩み相談」》 就職活動の悩みや不安について、カウンセラーによる相談を行います。</p> <p>《『三郷市ふるさとハローワーク』との連携》 『三郷市ふるさとハローワーク』と連携を図り、求人・求職等の情報提供を行い、就労希望者の支援を行います。</p> <p>《「内職相談」》 内職を希望する人と内職をしてほしい企業相互の相談・あっせんを行います。</p>	商工観光課
27	就業情報の充実	意欲のある人が働くことができるよう、能力を発揮できる環境づくりを支援するとともに、就業に関する情報提供の充実に努めます。	商工観光課
28	女性活躍情報の提供	様々な分野で活躍したい女性に対し、各支援機関の講座やイベントの情報、個人・団体等の活躍事例などについて情報提供を図ります。	人権・男女共同 参画課



施策の方向2 数値目標

評価指標	現状値	目標値 (令和7年度)	根拠データ
男女平等についての意識 (職場では「平等になっている」と 答えた人の割合)	16.7%	30%以上	第17回 三郷市市民意識調査

コラム

【「ハラスメント」について】

ハラスメントとは、いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」をいいます。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。ここでは、職場で起こりやすいハラスメントの例をあげます。

セクシュアルハラスメント*

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為をいいます。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれます。

マタニティハラスメント

妊娠・出産・育児などを理由とする解雇、雇い止め、降格などの不利益な取扱いを行うことです。

パワーハラスメント*

職場などの力を背景として本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させたり、雇用不安を与えたりすることです。



【現状と課題】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）がとれた生活は、一人ひとりの健康を維持し、生涯を通じて育児、介護等家庭生活への関わりや地域活動への参画を可能にするなど社会的責任を果たすとともに、家族と安心して豊かに生活していく上で重要なことです。

本市ではワーク・ライフ・バランスの周知・啓発に努めていますが、アンケート調査によると「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の内容を知っている人は 27.4%と前回調査の 35.2%を下回っています。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、働きたい人すべてが仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けることができるよう、子育て支援、介護支援の充実や多様で柔軟な働き方の実現が重要です。このため、育児休業制度や介護休業制度等について、企業への普及を図るとともに、育児や介護に関する支援施策の充実を図り、仕事と生活の調和を図ることが出来る環境づくりに努めます。

アンケート調査に見る「ワーク・ライフ・バランス」の認知度

男女共同参画に関する用語「ワーク・ライフ・バランス」の認知度に関連して、平成30年調査（三郷市市民意識調査）では「内容を知っていて実践している」10.1%、「内容を知っているが実践していない」17.3%、「内容は知らないが聞いたことはある」27.3%、「聞いたこともない」41.1%となっています。平成26年調査（男女共同参画に関する意識実態調査）とは選択肢が異なりますが、「内容を知っている」は平成30年調査が27.4%、平成26年調査は35.2%と認知度は下がっています。

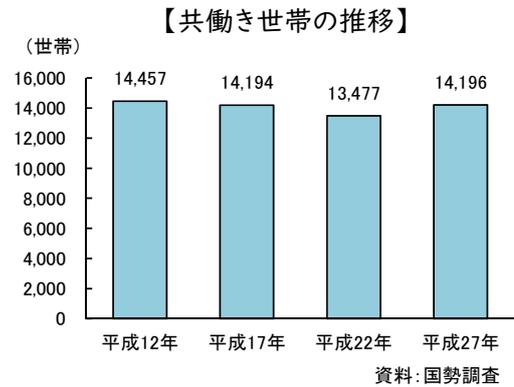
【ワーク・ライフ・バランスの認知度】



データに見る共働き世帯等

●共働き世帯

共働き世帯は平成12年から平成22年まで減少を続けていましたが、平成27年には、増加に転じています。



●保育所園児数

保育所園児数は増加が続いています。

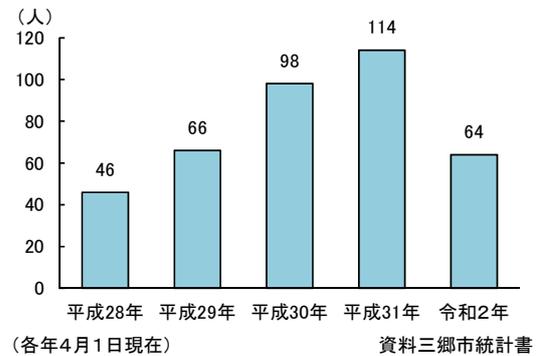
【保育所園児数の推移】



●保育所待機児童数

平成28年以降増加傾向にあります。

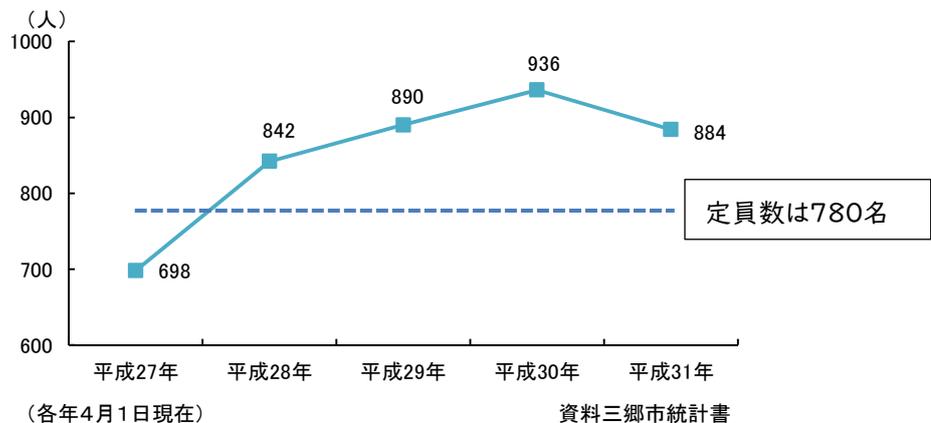
【保育所待機児童数の推移】



●放課後児童クラブ

放課後児童クラブの児童数は、平成28年以降、増加傾向にあります。

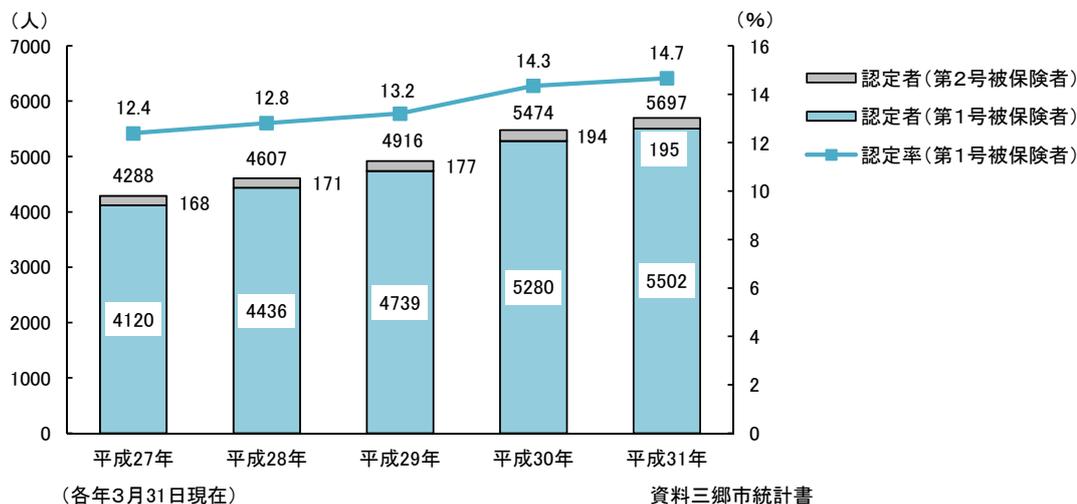
【放課後児童クラブ児童数の推移】



●要介護・要支援

要介護・要支援の認定者及び認定率の増加が続いています。

【要介護・要支援認定者の推移】



コラム

【「ワーク・ライフ・バランス*」について】

「ワーク・ライフ・バランス」とは、誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開し、両立できる状態のことをいいます。国では、平成19(2007)年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しています。仕事と生活の調和の実現に向けて、特に重要な課題として、長時間労働を当然視する男性中心型労働慣行や、固定的な性別役割分担意識*を背景とした家事や育児、介護の多くを女性が担っている実態をあげることができます。

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、男性の家事や子育てへの参画促進など、人生100年時代の到来に向けて、若い時から仕事と生活の調和を図ることが大切です。

施策① ワーク・ライフ・バランス推進のための支援

仕事と家庭生活、地域活動が両立でき、いきいきとした毎日を送れるよう、市民一人ひとりへの働きかけと企業の積極的な取り組みへの支援に努めます。

No.	取り組み	内容	所管課等
29	ワーク・ライフ・バランス*の啓発	ワーク・ライフ・バランスに関連するイベントや相談機関など、ホームページ等を通じて、様々な情報を提供します。	
30	育児休業・介護休業制度の普及の啓発	男女雇用機会均等法、育児休業制度、介護休業制度等についての情報を掲載したポスターの掲示やリーフレット等の設置によって、誰でも情報を収集できるよう努めます。	商工観光課 人権・男女共同参画課
31	企業の取り組みの促進	職場におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の取り組みを促進します。	
32	市職員における育児休業・介護休暇等の制度の活用促進など	市職員における育児休業・介護休暇等制度の活用を促進するため、制度の改正があった場合に庁内通知によって制度概要と改正内容の周知を図るとともに、それらの内容を職員がいつでも確認できる状態にします。 また、出産を予定している、または出産した職員から連絡があった際は、産前産後休暇、育児休業等の詳細をわかりやすく伝えます。	人事課



施策② 地域で支える子育ての環境づくり

共働き家庭にとって、子育て環境の充実是不可欠ですが、現実的には、子育て・介護・家事労働などの多くは女性が担っている状況にあります。男女が共に育児をしながら無理なく働き続けることが出来るよう、今後とも保育サービスや放課後児童クラブの充実をはじめ、地域全体で子育てを支える環境づくりに取り組みます。

No.	取り組み	内 容	所管課等
33	保育所等の施設における多様な保育サービスの充実	<p>保護者の就業形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、延長保育の推進、病児・病後児保育、送迎保育の実施、認定こども園への運営支援、休日保育の実施の検討等、保育サービスを充実させます。</p> <p>また、在宅で子育てをしている保護者のリフレッシュを図るため、一時保育事業（「リフレッシュ保育」）を実施します。</p>	すこやか課
34	放課後児童クラブの充実	<p>小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る放課後児童クラブを充実させます。</p>	教育総務課
35	地域の子育て環境の整備と支援体制の充実	<p>助産師などが生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、お祝いの品や地域の子育て情報の提供、子育てに関する相談を行います。</p> <p>「地域子育て支援拠点事業」として、主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親と子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で子育ての悩み等を語り合い交流を図る場を提供します。</p> <p>公立保育所の園庭開放を実施し、地域に開かれた保育所づくりとして、地域の保育所や幼稚園に通っていない親子にも遊び場を提供します。</p> <p>放課後に、安全・安心な子どもの活動拠点（「放課後子ども教室」）を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。</p> <p>ファミリー・サポート・センター*では、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）をサポートし、一時的に子どもの保育ができない方などの支援を充実します。</p>	<p>子ども支援課</p> <p>すこやか課</p> <p>生涯学習課</p>

No.	取り組み	内 容	所管課等
36	子育てに関する情報提供と相談の充実	<p>「子育て支援総合窓口」として子育てに関する相談を受け付け、適切な支援につなげます。また、市の子育て情報を集約し、ホームページやツイッター等により、子育て情報を発信します。</p> <p>市民ニーズの高い専門相談を保育士により実施します。</p> <p>妊娠期から子育て期にわたるまでの総合相談窓口として、子育て支援ステーションほほえみ（子育て世代包括支援センター）において、妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談・支援を行います。また、支援が必要な妊産婦などに対し、関係機関と連携し適切な支援につなげます。</p> <p>妊娠から出産、子育てに関する制度や情報を掲載した冊子「にこにこ子育て応援ガイド」を作成し、配布します。</p> <p>児童生徒の不安や悩みを解消することを目的として、「教育相談窓口」を設置します。また、市内全中学校（8校）に「さわやか相談員」とスクールカウンセラーを配置し、それぞれ児童生徒の身近な相談員、専門家として業務に当たります。</p>	子ども支援課 指導課

施策③ 介護支援施策の充実

家族等に介護が必要な状況になっても、仕事など自らの活動との両立を図ることができるよう、ニーズに応じた介護サービスの充実を図るとともに、地域の生活支援体制の整備を図ります。

No.	取り組み	内 容	所管課等
37	地域包括ケアシステム*の推進	介護サービスの充実と、地域における包括的なケア体制を整備し、高齢者の自立と介護者の負担軽減を図ります。	長寿いきがい課
38	相談窓口の周知と相談体制の充実	地域包括支援センター*等相談窓口の周知とともに、相談体制の充実を図ります。	長寿いきがい課

施策④ 男性の家事・育児・介護参画の促進

家庭生活において、固定的な性別役割分担意識*にとらわれることなく男女が共に責任を担えるよう、啓発や情報提供を行うとともに、男性の家事・育児・介護への参画を促進します。

No.	取り組み	内容	所管課等
39	男女が共に家事・育児・介護を担うための実践的講座の実施	「ハローベビー教室」を実施し、産前産後の健康管理や妊娠・分娩の経過、新生児の育児について妊婦とその夫等に講義や実習、妊娠の疑似体験等とおして伝え、夫婦が子育てや家事を共に行うことができるように意識づけを行います。 また、介護に関する学習機会の提供や、各種介護サービスの情報提供を行います。	健康推進課 長寿いきがい課 介護保険課
40	父親向けプログラムの充実	乳幼児(0~3歳)を対象とした、手遊びや親子で身体を動かす、読み聞かせ等親子の交流を図る親子参加型の「親子講座」を土曜日に開催し、父親の参加を促していきます。	子ども支援課

施策の方向3 数値目標

評価指標	現状値	目標値 (令和7年度)	根拠データ
男女共同参画に関する言葉「ワーク・ライフ・バランス*」の認知度 (「内容を知っている」と答えた人の割合)	27.4%	50% 以上	第17回 三郷市市民意識調査
男性職員の育児休業取得率	3.7% (令和元年度実績)	15%	地方公共団体の勤務条件等に関する調査
保育所待機児童数	64人 (令和2年4月1日現在)	0人	みさと こども にこにこプラン

基本目標3 一人ひとりを大切にできる社会づくり

市民一人ひとりが「自分も他人も、性別にかかわらず、お互いにかけてあげのない大切な存在である」という認識を持つことが、「男女共同参画社会」の実現のための大前提になるため、暴力による人権侵害の防止、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための支援や環境の整備に積極的に取り組みます。

地域において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進するとともに、地域活動の中で男女が共にその担い手となれるよう男女共同参画を促進します。

施策の方向 1 配偶者等からの暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアルハラスメント*、ストーカー*行為等の暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものです。その被害者の多くは女性であり、女性の尊厳を傷つける行為です。また、DV*が起きている家庭では、子どもの見ている前で夫婦間での暴力が振るわれることがあり(面前DV*)、暴力を目の当たりにすることで、子どもに心理的悪影響を与えることとなります。この行為は、児童虐待にあたります。

DVは、犯罪となる行為を含むとともに、「男女共同参画社会」を形成していく上で克服すべき重要な課題です。特に配偶者・パートナーからの暴力は、外部からの発見が困難であることや、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえられやすく、その被害が潜在化しやすいという傾向があります。また、近年はいわゆる「デートDV*」といわれる若年層の恋人同士など、親密な関係にある二人の間での暴力が問題となっており、若年層に向けた啓発も必要です。

配偶者等からの暴力は、法の整備が進んだことで社会的な問題として認識されるようになってきました。しかし、アンケート調査では、暴力行為を受けた経験がある人の約7割は「相談できなかった」「相談しようと思わなかった」と回答しており、相談した人は3割にとどまっています。また、相談先では「家族・親戚」「友人・知人」がほとんどであり、公的な相談窓口の利用が少ないという現状です。

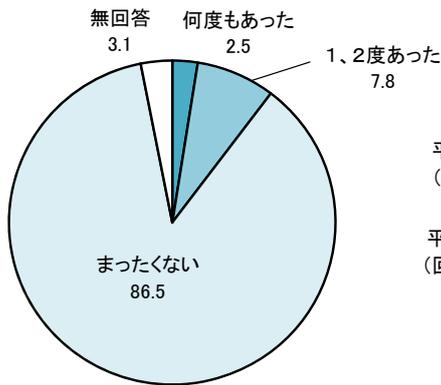
市では、令和2(2020)年7月より配偶者暴力相談支援センター*事業を開始し、被害者への支援の充実を図っています。今後も必要な相談窓口に結び付くことが出来るよう相談窓口の周知に努めます。

また、DVやデートDVを防止するため、講座の開催や各種学校との連携を図り、啓発活動の充実にも努めます。

アンケート調査に見る暴力の経験

平成30年調査（三郷市市民意識調査）では、パートナーから暴力行為を受けた経験は10.3%、約1割の人が経験しています。そのことを「相談した」人は31.6%、「相談できなかった」人は21.4%となり、平成26年調査（男女共同参画に関する意識調査）と比べ、いずれも増加しています。また、相談相手の多くは「友人・知人」74.2%、「家族・親戚」71.0%ですが、平成26年調査の「友人・知人」76.9%、「家族・親戚」51.3%と比べ「家族・親戚」が多くなっています。

【パートナーから暴力を受けた経験】

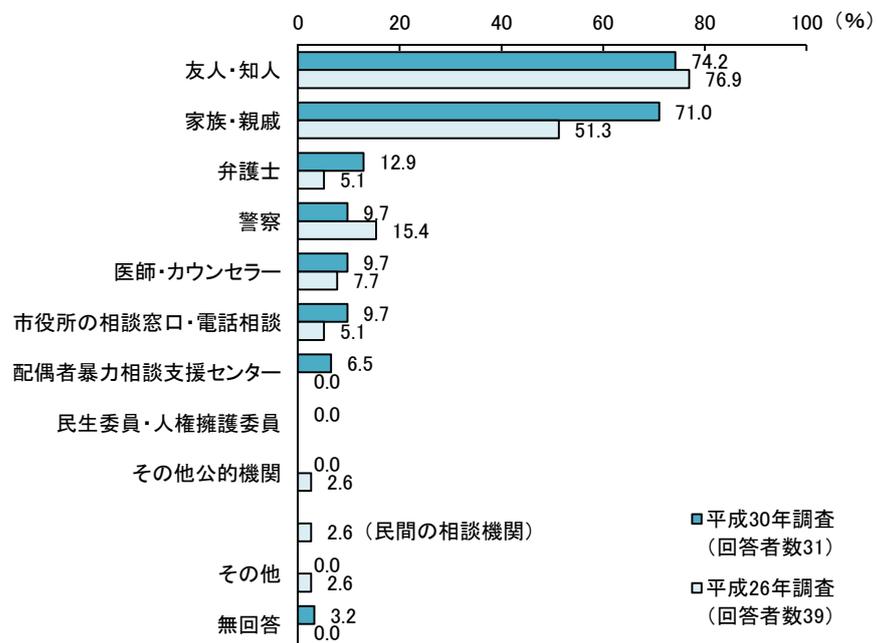


【相談したか】

単位: %

	相談した	相談できなかった	相談しようと思わなかった	無回答
平成30年調査 (回答者数98)	31.6	21.4	46.9	
平成26年調査 (回答者数140)	27.9	11.4	55.0	5.7

【相談相手】



施策① 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発

配偶者・パートナーからの暴力を根絶するため、DV*防止に関する一層の広報や啓発、教育の充実を図ります。

No.	取り組み	内容	所管課等
41	DV防止のための 広報・情報提供	三郷中央におどりプラザ内「男女共同参画情報コーナー」において、DVやデートDV*、児童虐待防止などに関する情報提供の充実を図ります。	人権・男女共同 参画課 子ども支援課
42	DVや児童虐待 の防止に関する 啓発活動の推進	国が定める「女性に対する暴力をなくす運動週間」(11月12~25日)(パープルリボン*運動)、児童虐待防止月間(11月)(オレンジリボン*運動)に合わせて、オレンジリボン・パープルリボン展などの啓発活動を実施します。	人権・男女共同 参画課 子ども支援課
43	デートDV防止 に向けた教育の 推進	若年層に向けたデートDV防止についての意識啓発に努めます。	指導課 人権・男女共同 参画課



【パープルリボン】

女性に対する暴力をなくす運動のシンボルです。

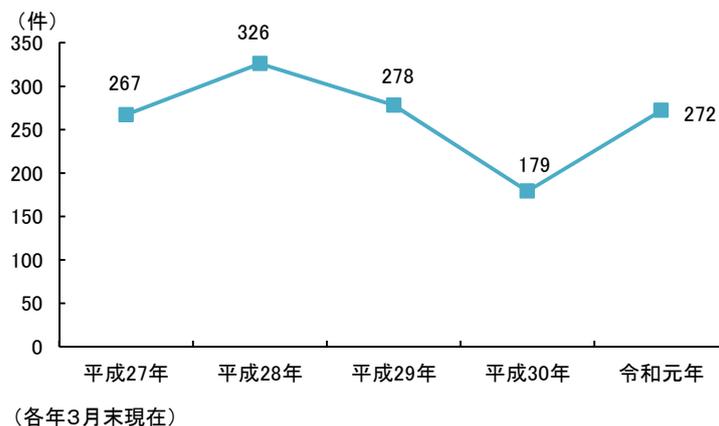
【オレンジリボン】

子どもへの虐待を防止するというメッセージが込められています。

データに見るDV相談件数

相談件数の増減はありますが、最近の5年間のうち4年間は相談件数が250件を超えています。

【DVに関する相談件数】



施策② 相談体制の強化

DV*被害者が潜在化しないよう、配偶者暴力相談支援センター*を中心に相談のネットワーク化を図り、被害者自身の安全と生活の安定へ向けた相談体制の充実を図ります。また、相談や支援に関わる相談員の資質向上を図ります。

No.	取り組み	内容	所管課等
44	ワンストップ相談*機能の充実	令和2年度に開始されたDV被害に関するワンストップ相談窓口である「配偶者暴力相談支援センター」の周知と利用しやすい相談窓口としての機能の充実を図ります。	人権・男女共同参画課
45	相談窓口や各種制度の情報提供	関係機関との連携を図り、相談対応のネットワーク化を進め、庁内外を問わず相談者のニーズに合った窓口を紹介し、各種制度等の情報の提供に努めます。	人権・男女共同参画課 ふくし総合相談室
46	安全確保のための相談業務の充実	女性が抱える様々な悩みへの支援として女性相談員による「女性相談」、専門家による法律相談や司法書士相談を実施します。 男女共同参画社会づくりに関する市の施策や、男女共同参画社会づくりの推進を妨げると認められる事案に対する苦情について、市民、事業者、市民団体、教育に携わる人からの申し出を適切・迅速に処理することを目的として、「男女共同参画苦情処理」を実施します。	人権・男女共同参画課 広聴室
47	関係機関の連携強化	近隣5市1町(三郷市、草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町)での関係機関の連携を強化します。 DV被害者の広域的な支援のため、「東南部地域ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会」において、警察、児童相談所、教育事務所、法務局等と広く連携して、様々な状況に対応できる体制づくりに努めます。 また、「女性相談」相談員による相談関連情報の共有化を図ることで地域の女性相談の質の向上と相談者への円滑な対応を行うため、「女性相談ネットワーク会議」を開催します。	人権・男女共同参画課



施策③ 被害者への支援体制の充実

DV*被害者が安心して生活を送れるよう、関係機関や民間支援団体との連携を強め、被害者の意見を尊重した安全確保と切れ目のない支援を図ります。

No.	取り組み	内容	所管課等
48	DVに関する相談窓口の周知	配偶者暴力相談支援センター*やDV被害者支援に関するリーフレット等を作成して相談窓口の周知に努めます。	人権・男女共同参画課
49	被害者の安全確保	<p>《住民基本台帳事務における支援措置》</p> <p>DV、ストーカー*行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のため、現住所を加害者に知られないよう、住民基本台帳事務における支援措置を行います。</p>	市民課
		<p>《一時保護所までの同行支援》</p> <p>DV被害者について、一時保護所（シェルター）と入所調整を行い、入所までの支援を行います。</p>	人権・男女共同参画課 子ども支援課 長寿いきがい課
50	被害者の自立支援	<p>《一時保護入所から自立までの支援》</p> <p>一時保護所に入所中のDV被害者に適切なサービスやサポートの紹介等を行います。</p>	人権・男女共同参画課 子ども支援課 長寿いきがい課
		<p>《自立に向けた支援の実施》</p> <p>DV被害者の緊急的な救済として、一時保護所への入所に併せて生活保護の申請を受けた場合、退所した後に安定した自立生活を送れるよう、生活保護制度の継続活用や利用可能なサポートについて、支援を行います。</p>	生活ふくし課
51	関係機関担当者間のネットワーク強化の推進	被害者への支援を全庁的に行うため「DV対策庁内連絡会議」を開催し、連携体制・ネットワークの確立・強化に努めます。	人権・男女共同参画課
52	民間支援団体との連携・協働	民間支援団体の活動・支援状況について、情報の収集及び情報提供に努めます。	人権・男女共同参画課



施策の方向 1 数値目標

評価指標	現状値	目標値 (令和7年度)	根拠データ
DV*を受けたときに 誰かに相談した人のうち、 公的機関等に相談した人 の割合	35.5%	50% 以上	第17回 三郷市市民意識調査

コラム

【 DV(ドメスティック・バイオレンス)と児童虐待について 】

「暴力」と言うと、一般的には殴る・蹴る等の“身体的暴力”をイメージすることが多いですが、DV(配偶者等からの暴力)とされる「暴力」には、大きく分けて5つの種類があります。

具体的には、身体に危害を加える「身体的暴力」、精神的にストレスを与え続ける「精神的暴力」、交友関係等を監視するなどの「社会的暴力」、相手が望まないのに性的なことを強要する「性的暴力」、金銭的な自由を奪う「経済的暴力」です。

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。子ども自身が暴力を受けている場合は当然ですが、子どもの見ている前で、夫婦間で暴力を振るうことを「面前DV*」といい、子どもへの心理的虐待にあたります。

施策の方向 2

ライフステージに応じた心身の健康づくり

【現状と課題】

男女がお互いの性を理解・尊重し、対等な関係を築くことが重要であり、同時に、妊娠・出産・性感染症などに関する正しい知識を得ることが必要です。

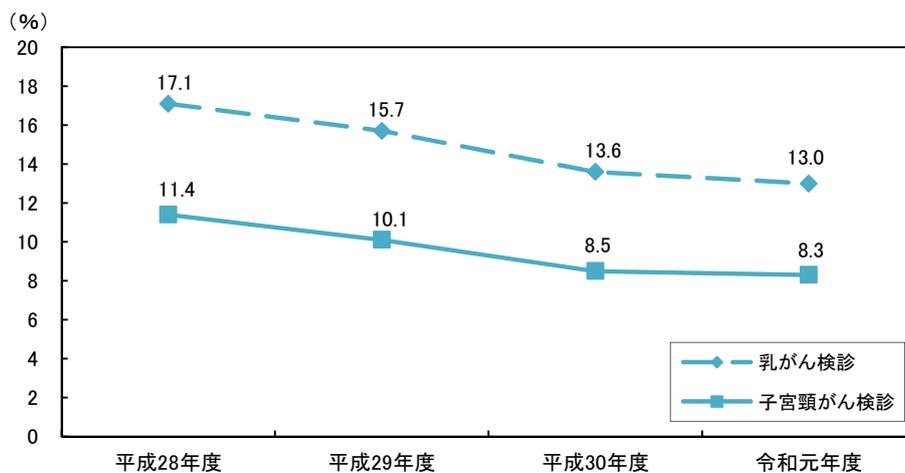
特に女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期にみられやすい疾患を経験する可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。

このため、母子保健サービスをはじめ、各ライフステージ*に応じた健康の保持・増進に関する支援の充実を図り、適切な保健・医療サービスを利用できる環境を整えることが必要です。また、お互いの性を尊重し合うことができるよう、性と生殖に関して男女が平等であるという「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*) (P48参照)」に関する理解を深めることが重要です。

データに見るがん検診

乳がん検診、子宮頸がん検診は、いずれも受診率が減少傾向にあります。

【女性特有のがん検診受診率(三郷市)】



資料:保健年報



施策① 生涯を通じた心身の健康づくり

ライフステージ*に応じた健康の保持増進への取り組みについて支援します。特に女性に関しては、妊娠期から出産、子育て期に至るまで、切れ目ない母子保健サービスの充実や生涯にわたる女性の心身の健康保持・増進に向けた知識の普及、健康診査等の充実を図ります。また、新型コロナウイルス感染症をはじめ、日常生活に大きな影響を及ぼす可能性のある新たな感染症に関する予防方法などの情報提供の充実を図ります。

No	取り組み	内 容	所管課等
53	健康づくりのための健康診査・保健指導の充実	30歳代健康診査、特定健康診査の集団方式では、レディースデイを設け、女性が受診しやすい健診の充実を図ります。メタボリックシンドローム*該当者には、特定保健指導を実施し、生活習慣病リスク保有者の生活習慣や健康状態の改善を目指します。	健康推進課
54	ライフステージに応じた女性の保健事業等の推進	「妊婦健康診査等事業」や「骨粗鬆症検診事業」等、ライフステージに応じた女性対象の保健事業等を推進します。	健康推進課 子ども支援課
55	女性相談の充実	家族関係や人間関係、別居や離婚など、女性が抱える様々な悩みについて、専門の女性心理カウンセラーによる「女性相談」を行います。	人権・男女共同 参画課
56	性の健康に関する情報提供と意識啓発	性感染症の2次感染・感染拡大の予防を目的として、国・県からの啓発用パンフレット、ポスターの配布、掲示等、性感染症についての知識の普及啓発・情報提供を行います。	健康推進課
57	女性特有疾患の予防に対する補助の実施	乳がん、子宮頸がんの早期発見を目指して、乳がん検診は市内に在住する40歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上の女性を対象に、2年に1回検診を実施します。受診率向上のため節目の年齢の人に「検診無料クーポン券」を送付します。	健康推進課
58	健康に関する情報発信	新型コロナウイルスをはじめとした新たな感染症や感染予防、健康に関する情報について、ホームページや三郷中央におどりプラザ内「男女共同参画情報コーナー」等において情報提供を行います。	健康推進課 人権・男女共同 参画課

施策② 「性と生殖に関する健康と権利」の普及啓発

女性の妊娠・出産における自己決定や不妊等について、正しい知識を身につけ、適切な対応を図ることができるよう、「性と生殖に関する健康と権利」について普及啓発を図ります。

No.	取り組み	内容	所管課等
59	性と生殖に関する意識啓発	男女が共にお互いの性を尊重し合えるよう、「性と生殖に関する健康と権利」に関する概念の普及に努めます。また、若年層を対象とした講座の充実を図ります。	健康推進課 人権・男女共同参画課
60	性と生殖に関する正しい知識の普及啓発	児童生徒に対して、性に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。	指導課

施策の方向2 数値目標

評価指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	根拠データ
女性がん検診の受診率 (※新算定方法に基づく)	乳がん:13.0% 子宮頸がん:8.3%	乳がん :50% 子宮頸がん:50%	保健年報
健康寿命の延伸 (65歳からの日常生活に制限のない期間の平均延伸)	女性:19.67年 男性:16.98年 (平成30年度)	女性:20.51年 男性:17.96年	埼玉県健康寿命算出ソフト「健寿君」
「女性相談」の予約率	83.1%	87%	実績

コラム

【「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」】

「性と生殖に関する健康(権利)」と訳されます。

リプロダクティブ・ヘルスとは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも健康を享受できる環境や状況にあることです。

また、そうした環境や状況を享受する権利をリプロダクティブ・ライツといいます。

平成6(1994)年、カイロで開かれた国際人口開発会議において、提唱された概念です。

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには仕事、家庭はもとより地域社会の一員として様々な活動に参画していくことが重要です。しかしながら、アンケート調査では地域活動やPTA活動などにおいて「男女が平等」と感じている人は1割に過ぎません。地域においては、意思決定に関わる役職の多くが男性に偏っているなどの状況がみられているため、男女が共に参画できるよう、性別や年齢により地域での役割を固定化することのないよう配慮していくことが必要です。

また、近年発生している自然災害の教訓から、災害に対する備えのあるまちづくりに向けて、男女が協力して取り組むことの重要性が再認識されています。日頃から地域とのつながりを持つ女性は災害時の主体的な担い手であり、原動力です。そのため、防災方針における意思決定の過程において女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が求められています。

アンケート調査に見る地域活動やPTA活動などの「平等感」

平成30年調査（三郷市市民意識調査）の「地域活動やPTA活動など」における男女の地位の平等感は、「平等になっている」11.2%、「平等になっていない」27.0%、「どちらともいえない」27.0%、「わからない」27.1%ですが、平成26年調査（男女共同参画に関する意識実態調査）と比べ、「平等になっている」が減っています。

【男女の地位についての平等感（地域活動やPTA活動）】

	単位：%				
	平等になっている	平等になっていない	どちらともいえない	わからない	無回答
平成30年調査 (回答者数944)	11.2	27.0	27.0	27.1	7.6
平成26年調査 (回答者数483)	15.7	25.9	24.0	30.0	4.3



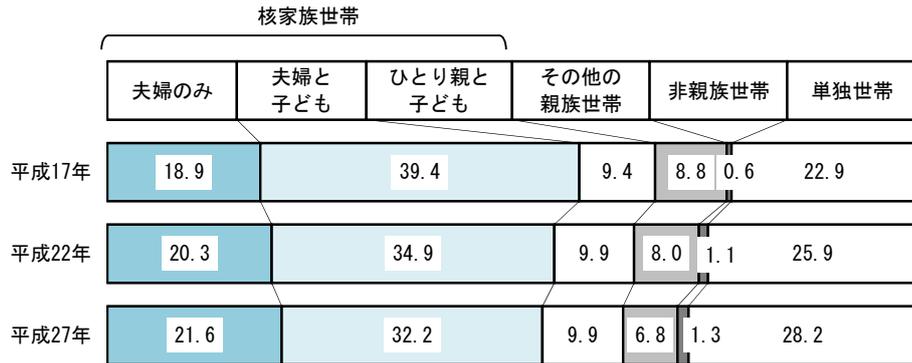
データに見る世帯構成とひとり親

●世帯構成

家族類型別にみる世帯構成比では、「夫婦のみ」「夫婦と子ども」「ひとり親と子ども」からなる核家族世帯が平成27年 63.7%と6割以上を占めています。

「夫婦と子ども」世帯の割合は減少しているのに対し、「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」及び「単独世帯」の割合は増加となっています。

【家族類型別一般世帯構成比の推移】

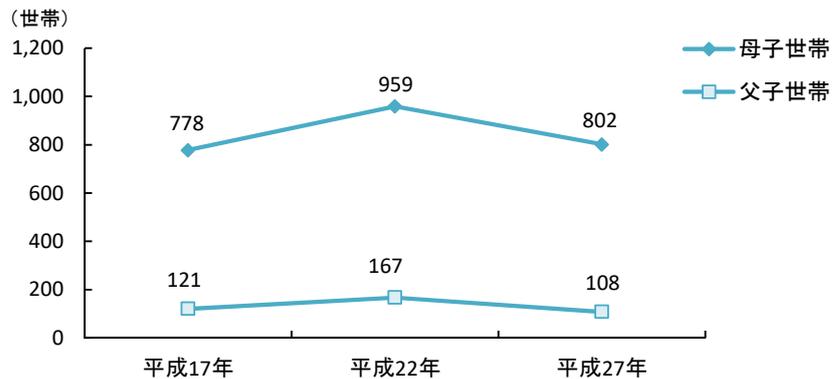


資料：国勢調査

●ひとり親家庭

20歳未満の子どものいるひとり親家庭は、平成27年の国勢調査では、母子世帯が802世帯、父子世帯は108世帯となっています。

【ひとり親家庭の推移】

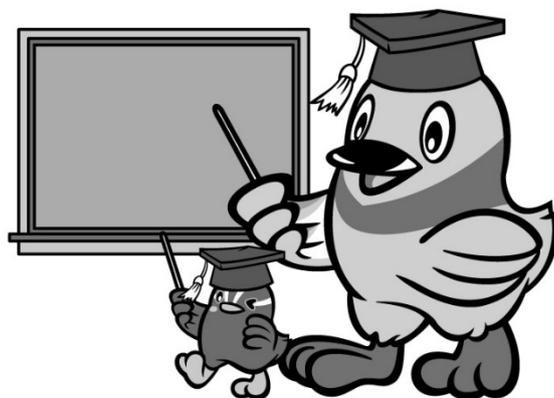


資料：国勢調査

施策① 地域活動への男女共同参画の促進

地域団体や市民団体等と協働して、誰もが参画しやすい地域活動を推進するとともに、男女共同参画についての理解を促進します。

No.	取り組み	内容	所管課等
61	市民団体等との協働事業の推進	≪「三郷市協働によるまちの魅力アップ事業」≫ 地域課題を解決するため市民等と市がお互いの得意分野を活かして対等な関係で協力し合う(協働)ことで、地域コミュニティ*の活性化を図ることを目的とし、三郷の魅力づくりに結びつく活動を行う、もしくは活動を計画している団体を対象に経費の一部補助を行います。	市民活動支援課
		≪「市民企画講座」≫ 市民の方々が、今まで培ってきた知識や情報等を活かした自由な発想で講座の企画運営を行う機会を提供します。	生涯学習課
		≪「市民団体提案型協働委託事業」≫ 市内で活動する団体やグループから男女共同参画社会づくりに関する事業の企画を募集し、その中から公益性や効果の高いものを選んで提案した団体、グループと委託契約を結び、事業を協働で実施します。	人権・男女共同参画課
62	女性役員の登用	地域活動の場における女性役員の登用を促進します。	市民活動支援課



施策② 防災分野における男女共同参画の推進

防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び避難所運営における男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

No.	取り組み	内容	所管課等
63	避難所運営における男女共同参画の推進	「避難所運営マニュアル」等に女性の視点を取り入れた男女のニーズの違いに配慮する旨の内容を盛り込み、周知を図ります。	危機管理防災課
64	自主防災組織における女性役員登用の啓発・促進	自主防災組織の結成を促進するにあたり、女性役員の登用を啓発・促進していきます。	
65	防災に関する情報の発信	防災マニュアルや災害ハザードマップ*等、防災・減災に関する情報について、ホームページや三郷中央におどりプラザ内「男女共同参画情報コーナー」において、情報提供を行います。	

施策③ 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭や生活困難世帯など支援を必要とする人が増えています。また、市内在住の外国人も増加しています。このように、生活上、様々な困難に置かれているかたが安心して暮らせる環境整備を図ります。

No.	取り組み	内容	所管課等
66	高齢者、障がい者への支援	高齢者や障がい者が安心して暮らすことができるよう福祉サービスの充実や就労機会の提供、社会活動への参加を促進します。	長寿いきがい課 障がい福祉課
67	生活に困っている方への支援	ひとり親家庭や生活困難世帯などについては、相談や就労機会の提供など自立支援を図ります。	ふくし総合相談室 生活ふくし課 子ども支援課
68	外国人への支援	市内で生活する外国人が言語や文化の違いにより孤立することなく安心して暮らすことができるよう、生活支援を図ります。	市民活動支援課

施策の方向3 数値目標

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	根拠データ
コミュニティ活動団体数	14団体	16団体	実績

コラム

【 防災における男女共同参画 】

災害時には、平常時における固定的な役割分担意識を反映して、家事、子育て、介護等の負担がより一層女性に集中することや、配偶者等からの暴力が課題としてあげられます。東日本大震災以降も様々な自然災害が起こる中で、男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組みが求められています。

避難所では、いまだに次のような状況が報告されています。



埼玉県「男女共同参画の視点を取り入れた「みんなが安心できる避難所運営」のすすめ」より



■数値目標一覧

基本目標	施策の方向制	評価指標	現状値 (令和元年度実績)	目標値 (令和7年度)	
1 男女共同参画 を進めるため の意識づくり	1男女で進める 意識づくり	男女平等についての意識 (家庭生活では「平等になって いる」と答えた人の割合)	32.5% (第17回三郷市市民 意識調査)	50%以上	
	2子どもたちの心に 育てる人権意識	男女平等についての意識 (学校教育の場では「平等になっ ている」と答えた人の割合)	22.6% (第17回三郷市市民 意識調査)	50%以上	
2 男女が共に いきいき 暮らせる まちづくり	1男女の意見を 反映させた 政策・方針づくり	市の審議会等の女性委員の 比率	33.9% (R24.1 現在)	37%	
		市職員の係長職中の女性の (登用)比率	27.7% (R24.1 現在)	35%	
	2男女が働きやすい 環境づくり	男女平等についての意識 (職場では「平等になっている」と 答えた人の割合)	16.7% (第17回三郷市市民 意識調査)	30%以上	
		3仕事と生活を両立 する環境づくり	男女共同参画に関する言葉 「ワーク・ライフ・バランス」の 認知度 (「内容を知っている」と答えた人 の割合)	27.4% (第17回三郷市市民 意識調査)	50%以上
			男性職員の育児休業取得率	3.7%	15%
	保育所待機児童数	64人 (R24.1 現在)	0人		
3 一人ひとりを 大切にできる 社会づくり	1あらゆる暴力の 根絶	DV*を受けたときに誰かに 相談した人のうち、公的機関 等に相談した人の割合	35.5% (第17回三郷市市民 意識調査)	50%	
	2ライフステージに 応じた心身の 健康づくり	女性がん検診の 受診率 (*新算定方法に基づく)	乳がん	13.0%	50%
			子宮頸がん	8.3%	50%
		健康寿命の延伸 (65歳からの日常生活 に制限のない期間の 平均延伸)	女性	19.67年 (平成30年度)	20.51年
			男性	16.98年 (平成30年度)	17.96年
		「女性相談」の予約率	83.1%	87%	
3男女が元気な 活力ある地域社会 づくり	コミュニティ活動団体数	14団体	16団体		

第4章

計画の推進と進行管理



推進・進行管理の考え方

(1) 「男女共同参画」の総合的推進

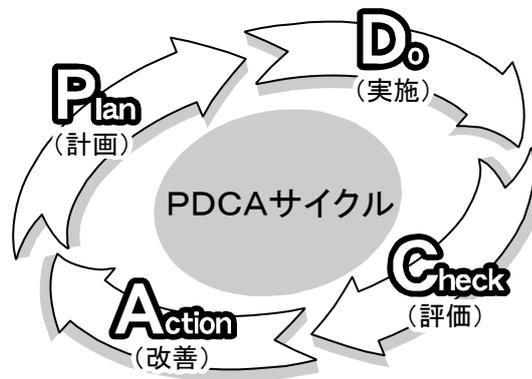
この計画に掲げた内容を実現するためには、国・県等の行政機関と連携しながら、広範囲で多岐に渡る取り組みを総合的・効果的に推進する必要があります。また、行政機関だけではなく、市民、市民団体、事業者等についても男女共同参画社会づくりへの自主的な取り組みを進めていくことが望まれることから、市民、市民団体、事業者との協働をさらに進め、計画の着実な推進を図ります。

また、男女共同参画社会に関する情報や先進事例等の研究を行って、市民への情報提供・意識啓発を進め、取り組みの実行に向け活用していきます。

(2) 「PDCAサイクル」に基づく進行管理

この計画に定める事項については、担当課による事業の進捗状況と施策の効果等を定期的に検証、評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更その他の必要な措置を講じることを基本とします。PDCAサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図ります。

「PDCAサイクル」のイメージ



Plan (計画)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do (実行)	計画に基づき活動を実行する
Check (評価)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察・学習する
Act (改善)	考察に基づき、計画の目標、活動等の見直しを行う

(1) 推進・進行管理体制の充実

①市の推進体制

本市では、平成8(1996)年に市内の関係部署による組織である「三郷市男女共同参画社会推進会議」を立ち上げ、市内横断的に女性を取り巻く様々な課題の解決と男女共同参画社会の実現を目指して取り組みを進めてきました。

しかしながら、市職員をはじめ市民、事業者等の男女共同参画への理解はまだ十分なものとは言えず、今後も一層の周知・浸透を図っていく必要があるため、市内の関係各課が連携して男女共同参画社会づくりに取り組んでいく体制を確立・強化します。

また、市が率先して男女共同参画の推進に取り組み、本市の「特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の能力が十分に発揮されるよう、女性の登用・職域拡大を行うとともに、長時間労働の是正などの働き方改革や男性職員の育児休業取得の促進など、男女が共にいきいきと働き、仕事と家庭や地域活動などを両立できる職場づくりを促進します。

計画を実行性のあるものとするためには、施策の進捗状況や課題の把握が必要です。基本目標ごとに目標値を設定し、その目標値に対する達成度を把握するとともに各施策の進捗状況について公表し、適切な進行管理を行います。

②三郷市男女共同参画審議会

三郷市男女共同参画審議会は、「三郷市男女共同参画社会づくり条例」に基づき設置され、男女共同参画に関する活動団体、その他の団体の代表者、知識経験を有する者、公募による市民、その他市長が必要と認める者の計10人以内で構成します。

三郷市男女共同参画審議会において、計画の策定や計画の実施状況の報告、施策に関わる重要事項について、意見や提言を求め、適宜、施策への反映を図ります。

(2) 市民・市民団体、事業者、関係機関との協働・連携

本市では、これまでに、女性団体を初め男女共同参画に関わる事業者や市民団体と協働・連携しながら男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。今後の重点的な取り組みである女性の活躍推進では、今までの取り組みをより充実させていく必要があり、課題に応じ、市民・市民団体、事業者、教育機関、医療機関等の関係機関との協働・連携によってプランの推進・進行管理を図り男女共同参画社会の実現を目指します。

(3) 男女共同参画を推進するための情報発信の強化

男女共同参画社会基本法と、平成19(2007)年に施行した三郷市男女共同参画社会づくり条例の理念に基づき、男女が共に多様な生き方を主体的に選択し、実践していける男女共同参画の推進につながる情報発信機能を強化します。

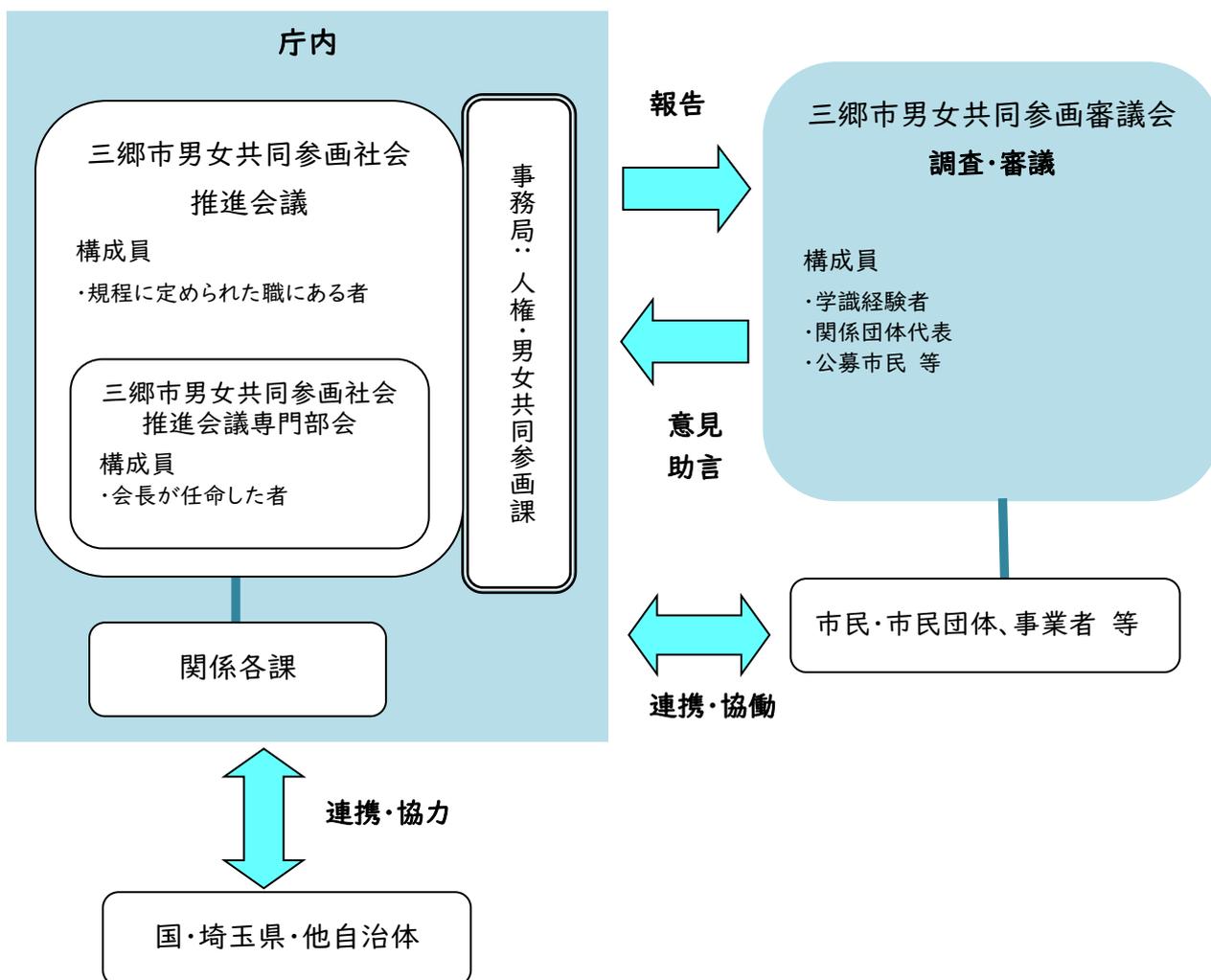
女性だけでなく男性や高齢者、若い世代等のあらゆる層に必要な情報が届くよう、総合的な情報発信を行い、男女共同参画意識の普及啓発に努めます。

(4) 国・県等の行政機関との協力・連携

男女共同参画に関する取り組みの一層の推進を図るため、国・埼玉県計画、方針等についての積極的な情報収集に努め、整合性に配慮しながら本市のものへ反映させます。

また、国・県の行政機関や関連自治体との協力・連携を強化して、広域的な取り組みが必要な課題等の解決に努めます。

<本市の男女共同参画推進(進行管理)体制>



參考資料

資料1 諮問

三人権発第141号
令和2年10月 2日

三郷市男女共同参画審議会会長 様

三郷市長 木津 雅 晟

(仮称)第5次みさと男女共同参画プラン(案)について(諮問)

三郷市男女共同参画社会づくり条例第11条第3項の規定により、(仮称)第5次みさと男女共同参画プラン(案)について、調査及び審議くださるよう諮問いたします。



答申の様子(稲毛副会長、橋爪会長、木津市長)

資料2 答申

令和3年2月25日

三郷市長 木津 雅晟 様

三郷市男女共同参画審議会
会長 橋爪 恵子

第5次みさと男女共同参画プラン(案)について(答申)

令和2年10月2日付三人権発第141号で諮問のあった第5次みさと男女共同参画プラン(案)について、当審議会で慎重に審議した結果を次のとおり答申します。

答 申

第5次みさと男女共同参画プラン(案)については、近年の社会情勢の変化や、三郷市の状況をふまえて、これまで審議会の中で議論を重ねてきました。当審議会で慎重に審議を重ねた結果、概ね妥当と認めます。

なお、審議会において、意見、要望があったため計画の運用について下記のとおり付記します。

○近年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、働き方の変化により家庭内で過ごす時間が増加したことを契機に、配偶者からの暴力が増加するなど、家庭内で潜在化していた課題が顕在化する傾向や、休業等による失業など経済的な困窮に陥ったり、オンライン授業等の増加により教育環境の格差が生じるなど、ひとり親家庭や非正規労働者、女性等の社会的に弱い立場にあるかたが深刻な事態に陥りやすい状況が見られます。

三郷市では、配偶者暴力相談支援センター事業が開始されましたので、DV 被害者への支援や DV 防止に関する啓発などの更なる充実を求めます。

また、関係機関と連携し、困難な状況に置かれているかたが誰一人取り残されることのないよう、支援の充実を求めます。

○三郷市は、人口が14万人を超え、魅力あるまちへと発展しています。子育て世代を始め、年齢や性別に関わりなく、あらゆるかたが個性や能力を発揮しながら生活できるまちとなるよう、男女共同参画施策の更なる推進に努めてください。

以上

資料3 三郷市男女共同参画審議会委員名簿

この審議会は、後掲の「三郷市男女共同参画社会づくり条例」第4章（第24条～第26条）によるものです。

			選出母体等	氏名
1	団体の 代表者 (条例25条 1号委員)	会長	特定非営利活動法人 MiKOねっと	橋爪 恵子
2			三郷市校長会	金丸 敦
3			三郷市民生委員・児童委員協議会	大内 邦子
4			三郷市商工会	神永 いづみ
5			特定非営利活動法人 游	森 久美
6			三郷市母子愛育会	恩田 節子
7	知識経験者 (同2号委員)		跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部准教授	石崎 裕子
8			日本大学文理学部教授	閑田 朋子
9	公募市民 (同3号委員)	副会長	公募による市民	稲毛 珠里
10			公募による市民	浅賀 和彦



三郷市男女共同参画審議会の様子

資料4 三郷市男女共同参画社会推進会議規程

平成8年12月16日

訓令第20号

改正 平成11年3月5日訓令第5号

平成16年3月29日訓令第5号

平成16年11月4日訓令第19号

平成20年3月21日訓令第2号

平成23年3月23日訓令第5号

平成26年3月28日訓令第7号

令和2年3月26日訓令第4号

三郷市女性関係行政協議会規程（昭和61年訓令第16号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 三郷市男女共同参画社会づくり条例（平成18年条例第28号。以下「条例」という。）に基づき、本市における男女共同参画に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、三郷市男女共同参画社会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 条例第11条第1項に規定する基本計画の推進に関すること。
- （2） 男女共同参画関係施策の総合的な推進及びその調整に関すること。
- （3） その他男女共同参画施策に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- （1） 企画総務部長
- （2） 財務部長
- （3） 市民経済部長
- （4） スポーツ健康部長
- （5） 福祉部長
- （6） 子ども未来部長
- （7） 学校教育部長
- （8） 生涯学習部長

- (9) 総務課長
- (10) 企画調整課長
- (11) 人事課長
- (12) 健康推進課長
- (13) ふくし総合支援課長
- (14) 子ども支援課長
- (15) 商工観光課長
- (16) 指導課長
- (17) 生涯学習課長
- (18) 前各号に定める者のほか、市長が指定する女性職員又は公募による女性職員5人以内

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、企画総務部長とし、副会長は、生涯学習部長とする。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 推進会議の所掌事項に関し、専門的事項を調査及び研究するため、専門部会を設置することができる。

- 2 部会は、必要に応じ、会長が任命した者をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は会長が招集し、部会長は会議の議長となる。
- 7 部会長は、調査、研究した内容を、速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月5日訓令第5号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日訓令第5号) 抄

(施行日)

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年11月4日訓令第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日訓令第2号) 抄

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月23日訓令第5号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日訓令第4号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

資料5 三郷市男女共同参画社会推進会議／専門部会委員名簿

【委員名簿】

		職名	氏名
1	会長	企画総務部長	島村 徹
2		財務部長	平川 俊之
3		市民経済部長	小菅 貴治
4		スポーツ健康部長	森 里美
5		福祉部長	妹尾 安浩
6		子ども未来部長	大石 京子
7		学校教育部長	魚躬 隆夫
8	副会長	生涯学習部長	益子 敏幸
9		総務課長	松岡 英夫
10		企画調整課長	狩集 広一
11		人事課長	田中 照久
12		健康推進課長	園田 朝清
13		ふくし総合支援課長	五十嵐 直樹
14		子ども支援課長	大村 歌子
15		商工観光課長	恩田 英樹
16		指導課長	菅原 成之
17		生涯学習課長	梅澤 十三男
18	市長指定委員	子ども政策室長	関根 弥生
19	市長指定委員	市民課長	高橋 有加里
20	市長指定委員	国保年金課高齢者医療係長	須田 麻紀
21	市長指定委員	危機管理防災課地域防災係長	豊田 恵美子

【専門部会委員名簿】

		所 属	氏 名
1		総務課	高橋 幸子
2		秘書課	金子 喜久
3		企画調整課	杉山 量平
4	副部会長	人事課	岡田 康之
5		危機管理防災課	谷口 友崇
6		資産税課	花井 美菜子
7		市民課	矢浪 充穂
8	部会長	商工観光課	中村 洋子
9		健康推進課	岡田 美奈子
10		国保年金課	石井 麻恵
11		ふくし総合支援課	倉本 啓子
12		介護保険課	工藤 絵里子
13		子ども支援課	風間 翔
14		すこやか課	北島 淳子
15		学務課	杉山 晴美
16		指導課	西村 美紀
17	副部会長	生涯学習課	岩倉 孝恵
18		日本一の読書のまち推進課	大木 悠美子

資料6 プラン策定のまでの流れ

1. 三郷市男女共同参画審議会

- 令和2年7月2日 令和2年度 第1回審議会
- 10月2日 第2回審議会
市長より「(仮称)第5次みさと男女共同参画プラン」の策定について
諮問
- 11月19日 第3回審議会
- 令和3年2月18日 第4回審議会
- 2月25日 市長へ答申
「(仮称)第5次みさと男女共同参画プラン」について

2. 三郷市男女共同参画社会推進会議

- 令和2年8月17日 令和2年度 第1回会議
- 11月18日 第2回会議

3. 三郷市男女共同参画社会推進会議専門部会

- 令和2年8月4日 令和2年度 第1回会議
- 10月21日 グループワーク(Aグループ)
- 10月22日 グループワーク(Bグループ)
- 10月27日 グループワーク(Cグループ)
- 11月18日 当専門部会での意見を男女共同参画社会推進会議へ報告

4. 市民意見の募集

- 令和2年12月26日～令和3年1月31日 パブリック・コメント実施

資料7 三郷市男女共同参画社会づくり条例

平成18年 9月27日
条例第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的な施策（第11条—第22条）

第3章 苦情の処理（第23条）

第4章 男女共同参画審議会（第24条—第26条）

第5章 補則（第27条）

附則

我が国では、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、国際社会における取組とも連動しつつ、法の整備をはじめ男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきました。

本市においても、平成3年度に女性行動計画、平成13年度にみさと男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会に関する施策の推進を図ってきました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識とこれに基づく社会制度や慣行は、依然として根強く残っており、子育てと仕事の両立が困難な状況、出産・子育て期における女性の労働力の低下、重要な方針決定の場へ参画する男女の不均衡など、男女平等の実現には、多くの取り組むべき課題があります。

一方、本格的な少子高齢社会を迎え、家族形態の多様化、地域社会の変化等に対応し、私たちのまちを豊かで活力のある社会とするためには、男女が互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していくことが重要です。

ここに、三郷市は、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる人が協働して、男女共同参画社会づくりをより一層推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる人の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進し、自立した個人として個性と能力が発揮できる豊かで活力のある社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意味は、次のように定めます。

- (1) 男女共同参画社会づくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」といいます。）における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいいます。
- (2) 市民 市内に住んでいる人及び市内に通勤又は通学している人をいいます。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人をいいます。
- (4) 市民団体 市内の町会、自治会等の地域の自治組織及び市民活動団体をいいます。
- (5) 教育に携わる人 学校教育、社会教育その他の教育に携わる人をいいます。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける身体的、精神的又は性的な暴力をいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えたり、相手の生活環境を害することをいいます。
- (8) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次の事項を基本理念とし、推進するものとします。

- (1) 次の事項をはじめとする人権や個性を尊重します。
 - ア 男女の個人としての尊厳が重んじられること。
 - イ 男女が個人として個性と能力を発揮する機会が確保されること。
 - ウ 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと。
 - エ 社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行を見直すとともに、これらの制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮します。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者及び市民団体等における方針の立案及び決定の過程に、共同して参画する機会が確保されるようにします。
- (4) 家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と仕事や地域その他の社会生活における活動が両立でき、性別にかかわらず互いに協力し責任を分かち合いながら活動できるよう配慮します。

- (5) 男女が互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関することに自らの決定が尊重され、及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう配慮します。
- (6) 国際社会における男女共同参画社会の実現に関する取組に十分留意し、その動向に配慮します。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会づくりに関する施策を主要な施策として位置づけ、前条の基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、次の事項に取り組むものとします。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的に策定し、実施すること。
- (2) 市民、事業者、市民団体及び教育に携わる人の男女共同参画社会づくりへの取組を支援すること。
- (3) 男女共同参画社会づくりに関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる人並びに国、県その他関係機関と連携及び協働して取り組むこと。

2 市は、男女共同参画社会づくりに関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会づくりに主体的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において男女の従事者が共同して参画することができる体制づくりに積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、市民活動において男女の構成員が共同して参画することができる体制づくりに積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(教育に携わる人の責務)

第8条 教育に携わる人は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに関する教育に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる人は、社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別による権利侵害の行為を行ってはなりません。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第10条 市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる人は、広報、広告その他公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければなりません。

第2章 基本的な施策

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本計画を策定するものとします。

- 2 基本計画は、男女共同参画社会づくりに関する施策の大綱その他必要な事項について定めるものとします。
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第24条に規定する三郷市男女共同参画審議会に意見を求めるものとします。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとします。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用するものとします。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとします。

(拠点施設の設置)

第13条 市は、男女共同参画社会づくりに関する施策を実施し、並びに市民、事業者、市民団体及び教育に携わる人による男女共同参画社会づくりに関する取組を支援するため、総合的な拠点機能を有する施設を設置するよう努めるものとします。

(施策の策定等における配慮)

第14条 市は、男女共同参画社会づくりに関する施策に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会づくりに十分配慮するものとします。

(広報活動等)

第15条 市は、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる人が男女共同参画社会づくりについての理解を深めるために必要な広報活動や情報提供等に努めるものとします。

(積極的格差是正措置)

第16条 市は、市の政策の立案及び決定において、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の職員が共同して参画する機会の確保を図るものとします。

2 市は、市の審議会等における委員を委嘱し、又は任命するに当たって、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとします。

3 市は、前2項に定めるもののほか、社会のあらゆる分野における活動において、男女が共同して参画する機会を確保するため、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる人と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めるものとします。

(家庭生活及び社会生活活動の両立支援)

第17条 市は、男女が共に家庭生活と仕事や地域その他の社会生活における活動を両立できるよう、子育て、介護等の支援に努めるものとします。

(生涯を通じた健康支援)

第18条 市は、男女が対等な関係のもとに、妊娠、出産その他の性と生殖について互いの理解を深め、尊重し合い、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう、必要な情報や学習機会の提供等の支援に努めるものとします。

(教育の充実)

第19条 市は、学校、職場、地域等と連携を図り、男女共同参画社会づくりに関する教育を進めるものとします。

2 市は、学校教育、社会教育その他の教育において、男女共同参画社会づくりに関する教育や学習の充実を図るため、教育に携わる人に対する研修の実施や情報提供等の支援に努めるものとします。

(取組状況の報告)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、事業者、市民団体及び教育に携わる人に対し、男女共同参画社会づくりに関する取組状況について報告を求めることができるものとします。

(調査研究)

第21条 市は、男女共同参画社会づくりに関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画社会づくりを妨げる問題について調査研究を行うものとします。

(実施状況等の公表)

第22条 市長は、毎年度1回、男女共同参画社会づくりに関する施策の実施状況等について報告書を作成し、公表するものとします。

第3章 苦情の処理

(苦情の処理)

第23条 市長は、男女共同参画社会づくりに関する市の施策や男女共同参画社会づくりの推進を妨げると認められる事案に対する苦情について、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる人からの申出を適切かつ迅速に処理するため、三郷市男女共同参画苦情処理委員を置くものとします。

第4章 男女共同参画審議会

(設置等)

第24条 市長は、男女共同参画社会づくりを推進するため、三郷市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を置くものとします。

- 2 審議会は、市長の求めに応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画社会づくりに関する事項について調査審議するものとします。
- 3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画社会づくりに関する重要な事項について調査研究し、市長に意見を述べるができるものとします。

(組織)

第25条 審議会は、委員10人以内で組織するものとします。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱するものとします。
 - (1) 男女共同参画に関する活動団体その他の団体の代表者
 - (2) 知識経験を有する者
 - (3) 公募による市民
 - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

第5章 補則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(三郷市男女共同参画推進協議会条例の廃止)

2 三郷市男女共同参画推進協議会条例（平成元年条例第8号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている「みさと男女共同参画プラン」は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

4 この条例の施行の際現に附則第2項の規定により廃止される三郷市男女共同参画推進協議会条例（以下「旧条例」という。）の規定により委嘱されている委員は、この条例の施行の日に、第25条の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、第26条の規定にかかわらず、旧条例の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

資料8 三郷市男女共同参画社会づくり条例施行規則

平成18年11月24日

規則第48号

改正 平成20年3月19日規則第8号

平成26年3月26日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、三郷市男女共同参画社会づくり条例（平成18年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理委員の定数等)

第2条 条例第23条の三郷市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）は、3人以内とする。

- 2 苦情処理委員は、男女共同参画社会づくりの推進に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 苦情処理委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務を続けることが難しいと認めるとき、又は職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない行為をしたと認めるときは、これを解職することができる。

(苦情処理委員の職務)

第3条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する市の施策に対する苦情の申出があった場合において、必要があると認めるときは、施策を行う市の機関に対し説明を求め、調査すること。
 - (2) 前号の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、市の機関に是正その他の措置を取るよう助言、意見表明又は勧告（以下「勧告等」という。）を行うこと。
 - (3) 男女共同参画社会づくりの推進を妨げると認められる事案に対する苦情の申出があった場合において、必要があると認めるときは、関係者に対しその協力を得たうえで説明を求め、調査すること。
 - (4) 前号の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、関係者に助言又は是正の要望（以下「要望等」という。）を行うこと。
- 2 苦情処理委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。ただし、職務の執行の方針及び計画その他職務に関し重要な事項を決定するときは、合議により行うものとする。

(秘密の保持)

第4条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(苦情の申出)

第5条 条例第23条の規定による苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）は、苦情申出書（様式第1号）により行うものとする。

(調査しない苦情の申出)

第6条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る苦情の申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第17条第1項に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) この規則の規定による苦情処理委員の行為に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないと認める事項

(申出人への通知)

第7条 苦情処理委員は、苦情の申出に対し、調査した場合はその結果（第3条第1項第2号の勧告等又は同項第4号の要望等を行ったときは、その内容を含む。）を、調査しない場合は調査しない旨を、苦情処理通知書（様式第2号）により苦情の申出をした者に通知するものとする。

(市長への報告)

第8条 苦情処理委員は、毎年、苦情の申出の処理状況等を市長に報告するものとする。
2 市長は、前項の規定による報告があったときは、これを公表するものとする。

(審議会委員の身分)

第9条 条例第24条第1項の三郷市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、委嘱されたときにおける条例第25条第2項の身分を失った場合は、委員の身分を失う。
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第12条 審議会は、必要に応じ、審議会委員による専門部会を設置することができる。

(関係者等の出席)

第13条 審議会は、必要があると認めたときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、企画総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月19日規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

資料9 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議

会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

資料10 DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

平成十三年四月十三日法律第三十一号
最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)

又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十三年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者

の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者

を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第

十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

<以下略>

資料Ⅰ 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

平成二十七年九月四日法律第六十四号
最終改正：令和元年六月五日法律第二十四号

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の

家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする

きは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第

- 1 項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

- 第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しよ

うとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業

生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 21 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 23 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 24 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

<以下略>

資料12 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成三十年五月二十三日法律第二十八号

第一条（目的）

第二条（基本原則）

第三条（国及び地方公共団体の責務）

第四条（政党その他の政治団体の努力）

第五条（実態の調査及び情報の収集等）

第六条（啓発活動）

第七条（環境整備）

第八条（人材の育成等）

第九条（法制上の措置等）

（目的）

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

（基本原則）

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

<以下略>

資料13 埼玉県男女共同参画推進条例

平成十二年三月二十四日条例第十二号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以来、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 2 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 3 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に對等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

- 第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

<以下略>

資料14 男女共同参画関連年表

	国際社会	国、埼玉県	三郷市
2000年代	2000年（平成12年） ・国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」（ニューヨーク）開催 ・「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択	2000年（平成12年） ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「男女共同参画週間」実施決定 ・男女共同参画審議会が「女性に対する暴力に関する基本的方針」答申 埼玉県 ・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行	
		2001年（平成13年） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行 ・「男女共同参画会議」設置 ・「男女共同参画局」設置 ・「女性に対する暴力をなくす運動」実施決定	2001年（平成13年） ・「みさと男女共同参画プラン（第2次）」策定
		2002年（平成14年） 埼玉県 ・「男女共同参画推進プラン2010」策定	
		2004年（平成16年） ・「DV防止法」改正 ・内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」設置 ・「配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策に関する基本的方針」策定	2004年（平成16年） ・市民生活部女性政策課から「総務部男女共同参画推進室」に変更
	2005年（平成17年） ・第49回国連婦人の地位委員会閣僚級会合「北京+10」開催	2005年（平成17年） ・「地方における女性のチャレンジ支援等の実施状況調査」報告 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
	2006年（平成18年） ・東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）	2006年（平成18年） ・「男女雇用機会均等法」改正 埼玉県 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	2006年（平成18年） ・「三郷市男女共同参画社会づくり条例」施行

	国際社会	国、埼玉県	三郷市
2000年代	2007年（平成19年） ・東アジア男女共同参画担当大臣会合（ニューデリー）	2007年（平成19年） ・「パートタイム労働法」一部改正（平成20年4月1日施行） ・「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「DV防止法」改正 埼玉県 ・「男女共同参画推進プラン」一部見直し	
			2008年（平成20年） ・総務部男女共同参画推進室から「企画総務部総務課」に変更
		2009年（平成21年） 埼玉県 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定	
2010年代	2010年（平成22年） ・第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）（ニューヨーク）開催	2010年（平成22年） ・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定	
	2011年（平成23年） ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）発足		2011年（平成23年） ・「第3次みさと男女共同参画プラン（キラリ・ひと・プラン）」策定
	2012年（平成24年） ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	2012年（平成24年） 埼玉県 ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定 ・埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加	
	2014年（平成26年） ・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合		2014年（平成26年） ・企画総務部総務課から「同部人権・男女共同参画課」に変更
	2015年（平成27年） ・第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）（ニューヨーク）開催 ・UN Woman 日本事務所開設 ・国連サミット「持続可能な開発目標（SDG's）」採択	2015年（平成27年） ・「女性活躍推進法」制定 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	2015年（平成27年） ・「みさと こどもにこにこプラン」策定

	国際社会	国、埼玉県	三郷市
2010年代		2016年（平成28年） ・「ストーカー規制法」改正（平成29年6月14日全面施行）	2016年（平成28年） 「第4次みさと男女共同参画プラン」策定
	2017年（平成29年） ・第61回国連婦人の地位委員会「変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメント」決議案採択 ・国際女性会議 WAW!／W20 開催	2017年（平成29年） ・「育児・介護法」一部改正（同年10月1日施行） 埼玉県 ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定	
	2018年（平成30年） ・第62回国連婦人の地位委員会「農山漁村の女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメント達成のための課題と機会」決議案採択	2018年（平成30年） ・「政治分野における男女共同参画推進法」成立・施行 ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」決定	
	2019年（令和元年） ・第63回国連婦人の地位委員会「ジェンダー平等及び女性と女児のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセス」決議案採択	2019年（令和元年） ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布（令和2年4月1日施行）	
2020年代	2020年（令和2年） ・第64回国連婦人の地位委員会（縮小開催）	2020年（令和2年） ・「パートタイム・有期雇用労働法」改正（令和2年4月1日施行） ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」決定 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定	2020年（令和2年） ・「第2次みさと こどもにこにこプラン」策定
			2021年（令和3年） 「第5次みさと男女共同参画プラン」策定

資料15 用語の説明

■あ行
アンコンシャス・バイアス 「女の子は赤いランドセル」など、子どもの頃から長年にわたって作られる無意識の思い込みのことで、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識につながるもの。
育児・介護休業法 正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成7（1995）年に育児休業法を大幅改正し成立。子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者について仕事と家庭の両立支援を進めるため、現在までに数度にわたり大幅な改正が行われ、平成29（2017）年の改正では、子が保育所等に入れない場合、最長2歳まで育児休業の再延長が可能になるなど法律で定める制度はさらに充実したものとなりました。 令和2年6月からは、職場における育児休業等に関するハラスメント防止対策が強化され、令和3年1月からは、「子の看護休暇」及び「介護休暇」が時間単位で取得できるようになります。
SDGs（エスディーゼーズ） “Sustainable Development Goals”の略で、持続可能な開発目標と訳される。誰一人取り残さない社会の実現を理念に、未来の世界のかたちをイメージしている。
M字カーブ 15歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化した際に、30歳代の数値が、その前後の年齢と比較して低いことで現れる「M」字の形をした曲線のこと。結婚・出産でいったん退職し、育児後再就職するいわゆる“中断再就職型”ライフスタイルをとる女性が多いことを示します。
エンパワーメント 「力を与える」「権限を与える」という意味。社会、組織の構成員一人ひとりが、発展や改革に必要な力をつけるという意味の言葉。
オレンジリボン 児童虐待防止運動のシンボル。

■か行
キャリアデザイン 自分の職業人生を自らの手で主体的に構想・設計（デザイン）すること。
国際婦人年 国際連合が女性の地位向上を目指して設けた国際年であり、1975年を国際婦人年とすることを宣言した。同年、メキシコシティにおいて国連の後援で第1回世界女性会議が開かれ、各国の法律、経済、政治、社会、文化制度における女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択された。
国連婦人の地位委員会 昭和21(1946)年6月に国連経済社会理事会の機能委員会のひとつとして設置された。婦人の地位委員会は、政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経社理に勧告・報告・提言を行う目的として設置された。

■さ行
ジェンダー 英語では“Gender”。社会通念や慣習によって作り上げられた、「女らしさ」「男らしさ」など、男性または女性であることと関連づけられる経済的、社会的、文化的属性や機会、観念のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス [sex]）に対し、社会的・文化的に形成された性別のことを言います。
ジェンダー・ギャップ 男女の違いにより生じる様々な格差のこと。くわしくはコラム（P25）を参照。
女子差別撤廃条約 正式名称は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」で、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする国際的な条約。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。 本条約は、1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効。日本は1985年に締結しています。
ストーカー 特定の人に対する好意の感情、またはその好意がかなわなかったことに対する怨念の感情によりつきまとい、まちぶせ、押しかけや無言電話などをする人物のこと。つきまとい等には、つきまとい・待ち伏せ・押しかけ・うろつき、監視していると告げる行為、面会・交際の要求、粗野・乱暴な言動、無言電話・電子メールの送信等を含め8つの行為類型がある。

性的マイノリティ

英語では”Sexual-minority “。同性愛（レズビアン、ゲイ）、両性愛（バイセクシュアル）、トランスジェンダー（自分の性別に違和感を持つ人。「性同一性障害」の人を含む。）等の、性的多数者を前提にした社会制度の中で生きにくい状況に置かれている人を総称する言葉。「LGBT」等の語が用いられることもあります。

性別役割分担意識

例えば「男は仕事、女は家庭」に代表されるような、男女ははじめからその役割が異なり、それぞれに合った生き方があらかじめ決まっている、と決めつける考え方。くわしくはコラム（P18）を参照。

セクシュアルハラスメント

一般的には、雇用の場での性差別の具体的な現れとして起きる「性的嫌がらせ」を言います。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真等の掲示などが含まれます。くわしくはコラム（P32）を参照。

■た行

多様な性

一般的に、人は生まれた時の身体的特徴などから男女を判別し、性別が決められますが、性のあり方は多様で複雑なものです。からだの性（生物学的性、生まれた時の身体的特徴などによる性）、こころの性（性自認、自分が認識する自分の性）、好きになる性（性的指向、恋愛感情や性的な関心の対象となる性）、表現する性（性別表現、服装、しぐさ、言葉遣いなど）等4つの要素の組み合わせにより、多様な性のあり方が存在します。くわしくはコラム（P23）を参照。【関連→性的マイノリティ】

地域コミュニティ

「地域社会」、あるいは小学校区程度の範囲の「地域内の住民どうしのつながり」を指す言葉で、町内会・自治会等の地域組織を介してのつながりや地域活動がその基盤となります。

地域包括ケアシステム

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を目指しています。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする公的な「高齢者の総合相談窓口」です。三郷市では地域の医療機関や介護事業所などに委託して6か所の窓口を設置しています。

DV
「ドメスティック・バイオレンス (domestic violence)」の略で、一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある人（あるいは以前にそうした関係にあった人）から振られる暴力のことを言います。くわしくはコラム（P45）を参照。
デートDV
主に10～20歳代の交際中のカップルの間で起こる暴力のこと。

■は行
配偶者暴力相談支援センター
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、相談または相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護等の業務を行う機関。
ハザードマップ
自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
パープルリボン
女性に対する暴力の根絶を目指す取組のシンボル。
パワーハラスメント
英語では“Power harassment”。同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、職場環境を悪化させる行為のことを言います。省略した「パワハラ」という表現も、よく用いられます。くわしくはコラム（P32）を参照。
ファミリー・サポート・センター
子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、地域における育児の相互援助活動を行う会員組織のこと。
フレックスタイム
労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度のこと。

■ま行
メタボリックシンドローム
お腹の内面や内臓の周りに脂肪が蓄積する「内臓脂肪型肥満」に、脂質代謝異常、高血圧、高血糖のうち2つ以上当てはまる状態のこと。
面前DV
子ども（18歳未満）の目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうことで、心理的虐待のひとつとされています。

■や行

UN Women（国連女性機関）

女性・女児に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目的とし、ジェンダー分野における加盟国支援、国連システムのジェンダーに関する取組の主導・調整・促進を行う国連の機関。

■ら行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」のこと。くわしくはコラム（P48）を参照。

■わ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことを言います。くわしくはコラム（P35）を参照。

ワンストップ相談

様々な内容に関する相談を1か所で受け付ける相談窓口のこと。

第5次みさと男女共同参画プラン

令和3年3月

発行 三郷市

企画・編集 三郷市 企画総務部 人権・男女共同参画課

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648 番地1

TEL.048-953-1111(代表) 048-930-7751(直通)

FAX.048-953-1135

URL <http://www.city.misato.lg.jp/>

